

福島市公共施設等総合管理計画

平成29年2月

(平成30年7月 一部改訂)

(令和4年3月 一部改訂)

(令和5年3月 一部改訂)

福島市

はじめに

現在、全国的に厳しい財政状況の中、少子高齢化・人口減少の進行による社会構造、利用需要の変化に伴う公共施設のあり方や、高度経済成長期以降に大量に建設された施設の老朽化に対する適切な維持管理、更新等が大きな行政課題となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成 26 年 4 月に全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請したところです。

本市においても、今後、高齢化等に伴う義務的経費の増加により、財政状況が益々厳しくなることが予想され、老朽化により更新等を一齐にむかえる公共施設等をすべて現在の規模のまま維持していくことは極めて困難な状況です。その一方で、市民ニーズの多様化にも対応した施設のあり方も求められています。既存の施設を見直し、どのように維持・更新していくかが、本市の将来を考える上で重要な課題となっています。

そのため、平成 27 年度から本計画の策定に着手し、本市が所有する公共施設等の課題に対する計画的な取組みを進めるため、適切な保有と維持管理等に関する基本的な考え方を示した「福島市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき、都市の魅力を高めるとともに、将来を見据えた長期的な視点により公共施設等のマネジメントを推進してまいります。

平成 29 年 2 月

福島市長 小林 香

福島市公共施設等総合管理計画

第1章 計画の目的等	1
1.1 計画の目的	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 計画の対象	2
1.4 計画の展開イメージ	3
1.5 計画期間	4
第2章 公共施設等の現況	5
2.1 人口の現況と将来推計人口	5
2.2 財政の状況	6
2.3 公共施設等の現況	8
2.3.1 公共施設の整備状況	8
2.3.2 インフラ資産の整備状況	14
2.4 公共施設等の将来費用の見通し	19
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	26
3.1 公共施設等の現状と課題	26
3.2 基本方針	26
第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	28
4.1 点検・診断及び安全確保の実施方針	28
4.2 維持管理・補修・更新等の実施方針	28
4.3 耐震化及び長寿命化の実施方針	29
4.4 脱炭素化の推進方針	30
4.5 統合や廃止等の推進方針	30
4.6 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策	30
4.7 更新費用等の縮減目標	31
4.8 フォローアップの実施方針	31
第5章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針	32
5.1 市民文化系施設	32
5.2 社会教育系施設	33
5.3 スポーツ・レクリエーション系施設	34
5.4 産業系施設	35
5.5 学校教育系施設	36
5.6 子育て支援系施設	37
5.7 保健・福祉系施設	38
5.8 行政系施設	39
5.9 住宅系施設	40
5.10 公園施設	41

5.11 供給処理施設	42
5.12 その他施設	43
5.13 道路	44
5.14 橋梁	45
5.15 上水道施設	46
5.16 下水道施設	47
■用語解説	48

第1章 計画の目的等

1.1 計画の目的

人口減少や少子高齢化が進み、財政状況がより厳しくなる中でも、市民が住んでよかったと実感できるような取り組みが求められています。

本計画は、これらの実現に向け、必要な行政サービスを提供し続けていくため、公共施設及びインフラ資産の老朽化に対する基本的な考え方を示し、今後の計画的な取り組みにつなげることを目的とします。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて策定したものであり、今後検討する個別計画の指針となるものです。

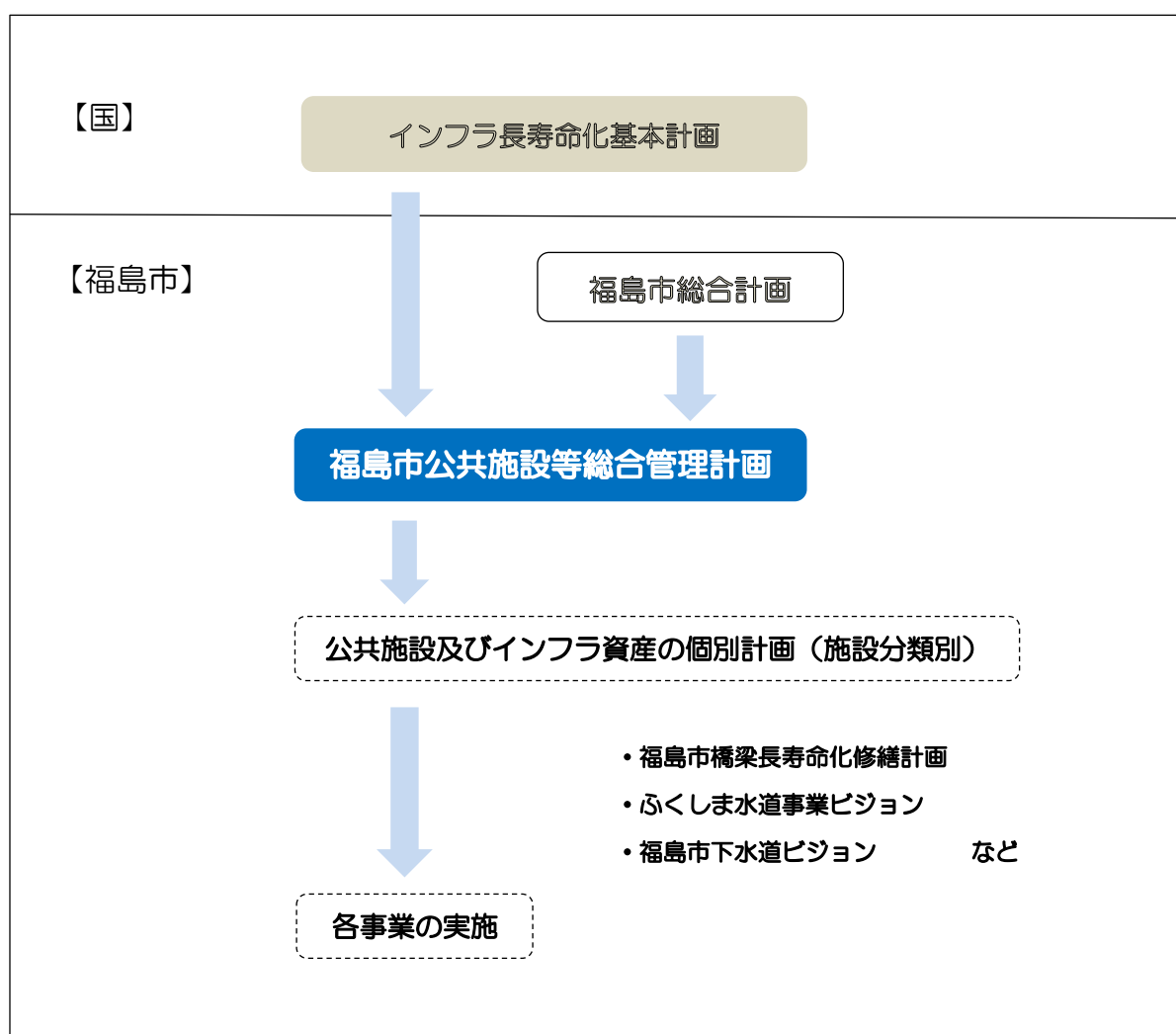


図 1.2.1 本計画の位置づけ

1.3 計画の対象

本計画は、本市が保有する財産のうち、「公共施設」12分類と「インフラ資産」4分類（以下、「公共施設等」という。）を対象とします。

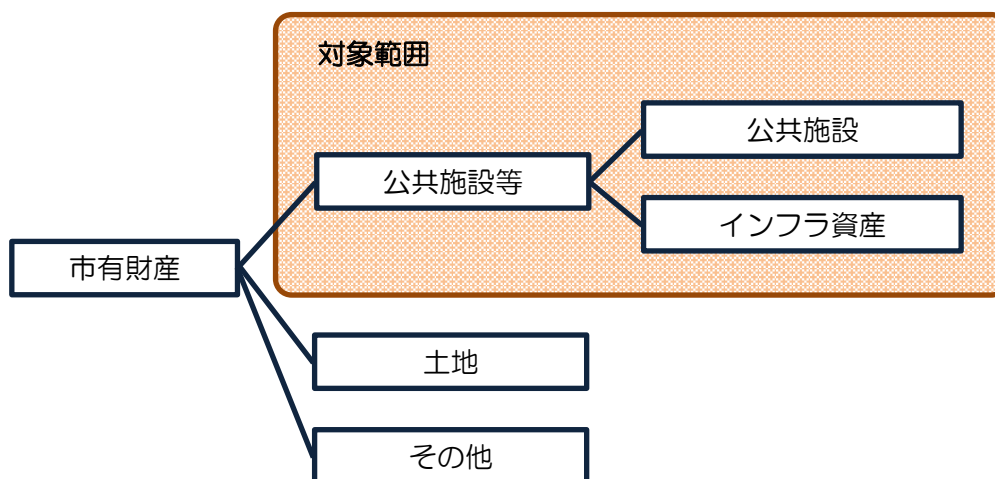


図 1.3.1 計画の対象範囲

表 1.3.1 主な対象施設の分類

	施設分類	福島市の主な施設
公共施設	①市民文化系施設	市民会館、福島テルサ、パルセ飯坂、公会堂、音楽堂
	②社会教育系施設	図書館、学習センター、民家園
	③スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、運動場、野球場、市民プール、公衆浴場、家族旅行村、キャンプ場、自然の家
	④産業系施設	卸売市場、ふくしまスカイパーク
	⑤学校教育系施設	小学校・中学校（体育館・プール等含む）、給食センター
	⑥子育て支援系施設	保育所、幼稚園、児童センター、こむこむ
	⑦保健・福祉系施設	老人福祉センター、デイサービスセンター、身体障がい者福祉センター、保健福祉センター
	⑧行政系施設	本庁、支所、出張所、消防署、消防分団屯所、青少年センター、維持補修センター
	⑨住宅系施設	市営住宅、市営住宅集会所
	⑩公園施設	御倉邸、管理棟、四阿、便所
	⑪供給処理施設	クリーンセンター、最終処分場、衛生処理場
	⑫その他施設	斎場、霊園、自転車駐車場、駅前広場施設、公衆便所
インフラ資産	①道路	道路舗装部（農道・林道・福島駅東西自由通路含む）
	②橋梁	橋梁
	③上水道施設	浄水場、配水池、ポンプ場等
	④下水道施設	処理場、排水処理施設、ポンプ場等

1.4 計画の展開イメージ

本計画は、将来世代も見据えた必要な機能を選択することにより、施設保有量を適正化するとともに、管理運営の効率化を図ることで、公共施設等の最適化を目指し、市民とともに公共施設等のマネジメントを推進していくものです。

計画の展開イメージは、次のとおりとなります。

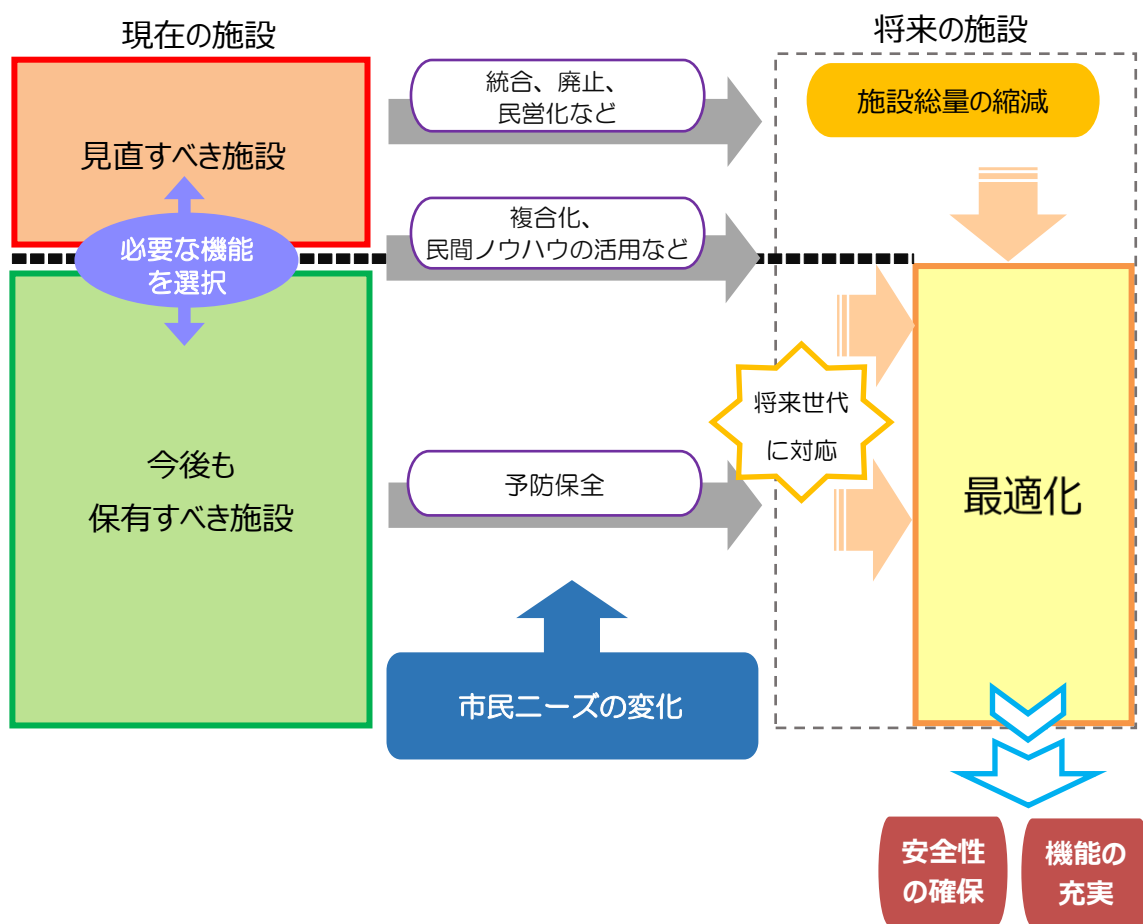


図 1.4.1 計画の展開イメージ

1.5 計画期間

(1) 計画期間 平成 29 年度～38 年度 (10 年間)

(2) 期間設定の理由

公共施設の標準的耐用年数(60年)と大規模改修の目安(30年)を踏まえ老朽化に注目した場合、現在築30年以上の公共施設の割合は約6割、10年後には8割を超え、今後老朽化が更に進むこととなります。

このため、平成29年度からの10年を重点的に取り組む期間として位置づけ、その後は、計画の進捗状況、財政状況や社会情勢等を踏まえ、計画の見直し(更なる計画期間の設定を含む。)を適宜行いながら推進を継続していくものとします。

また、本計画に基づき、今後は施設分類別に個別計画を策定し、施設の配置等の見直しを行うこととします。

なお、将来の公共施設等の更新等に必要となる費用の見通しは、平成28年度から平成67年度までの40年間で試算しています。

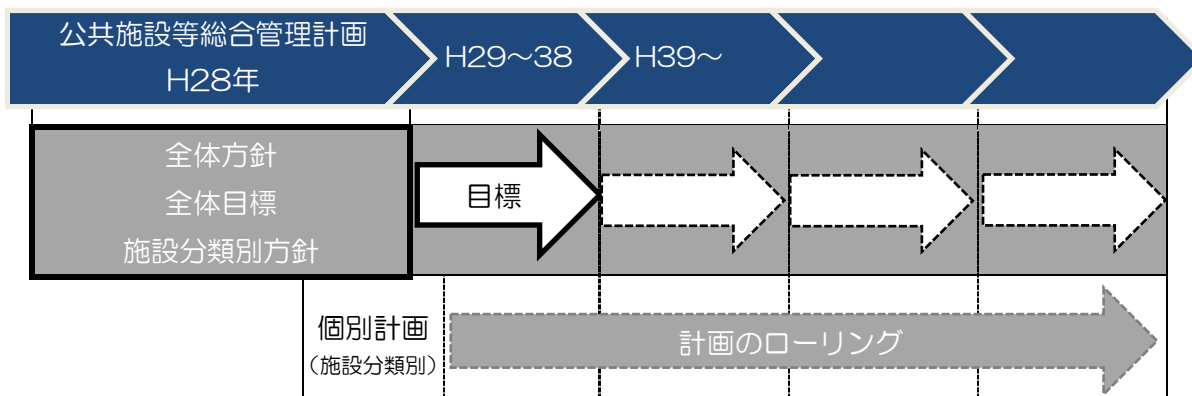


図 1.5.1 計画期間

第2章 公共施設等の現況

2.1 人口の現況と将来推計人口

本市の人口は平成12年の297,894人をピークに減少に転じ、平成22年の人口は292,590人、15歳未満の比率は13.8%と減少する一方で、65歳以上の比率は23.7%と増加傾向にあり、全国同様に人口減少、少子高齢化が進行しています。

本市推計では、平成52年での推計人口は226,623人（H22年比22.5%の減少）の見込みとなります。

一方、少子高齢化がさらに進み、平成52年の65歳以上の比率は39.8%に増加し、15歳未満の比率は9.5%に減少すると推計しています。

ただし、この推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠し行ったもので、本市の人口ビジョンにおける将来人口の展望とは異なります。

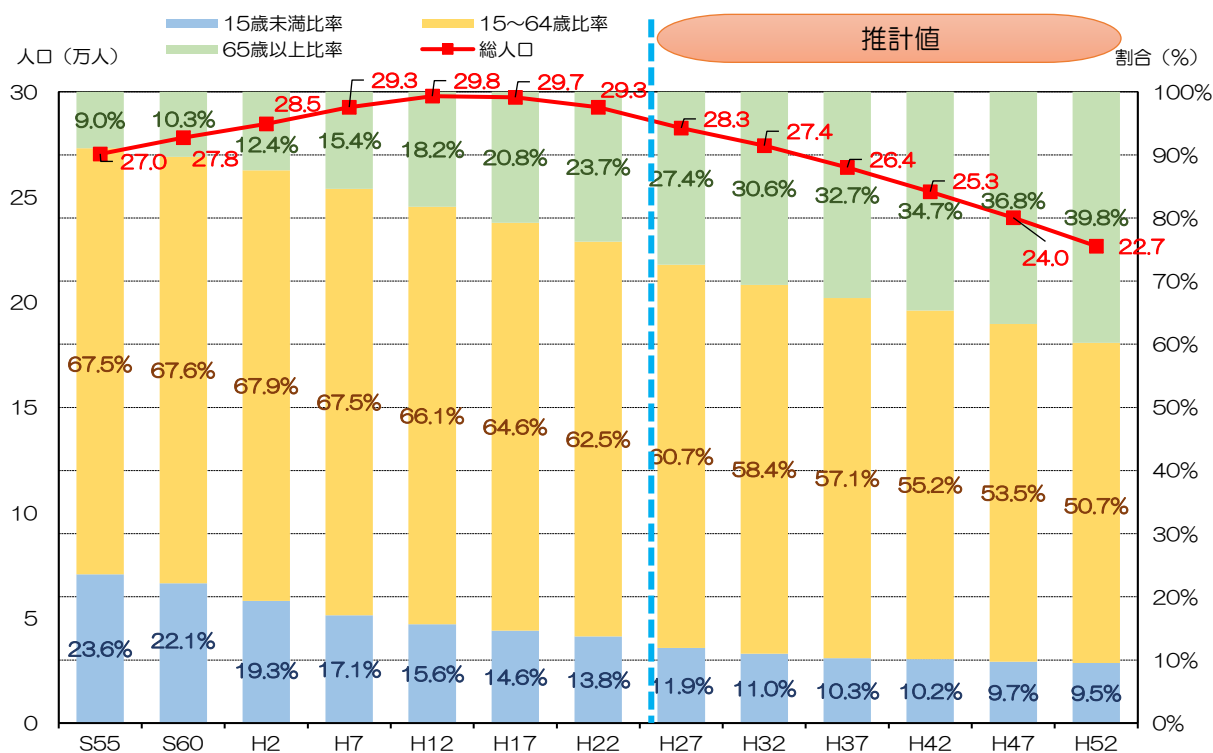


図 2.1.1 年齢3階層別人口（構成比）

2.2 財政の状況

(1) 歳入

本市の一般会計の歳入決算額では、平成 23 年度より除染事業に関する財源が増加し、県支出金をはじめとした依存財源の割合が増加しています。

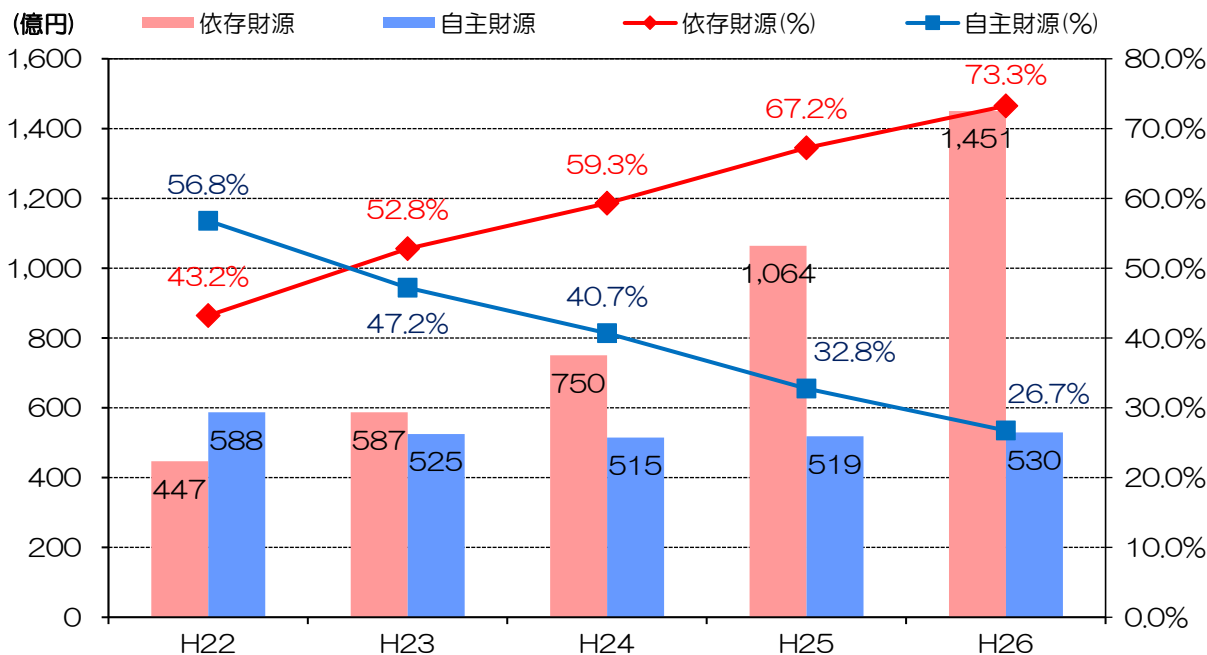


図 2.2.1 財源推移（自主財源と依存財源）

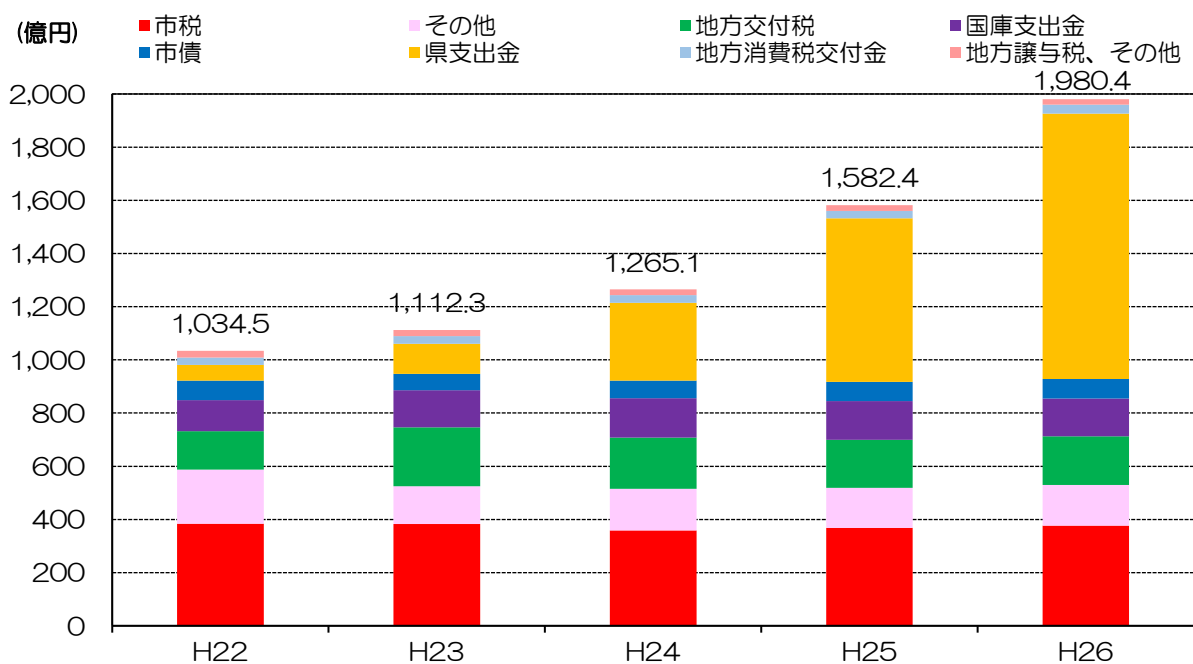


図 2.2.2 歳入の推移

(2) 歳出

本市の一般会計の歳出決算額では、除染事業などによる物件費が大幅に増加してきています。

また、社会保障費に含まれる扶助費は、年々増加傾向にあり、今後公共施設等の管理や更新に要する経費に充当される財源の確保はさらに厳しくなるものと見込まれます。

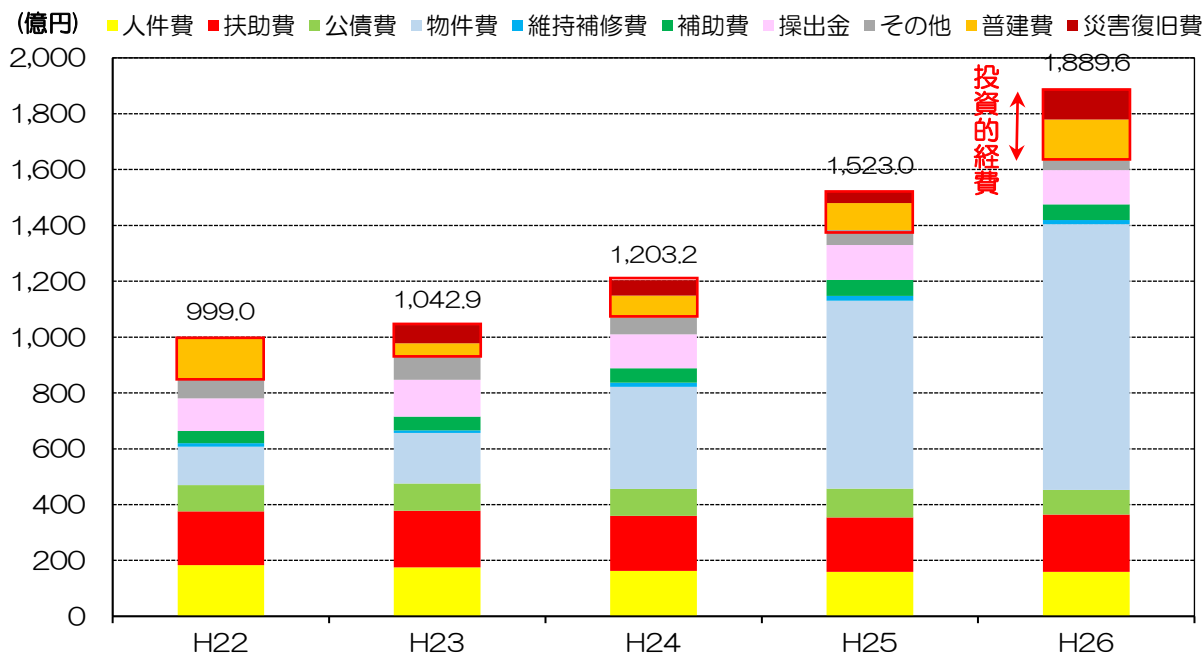


図 2.2.3 歳出の推移

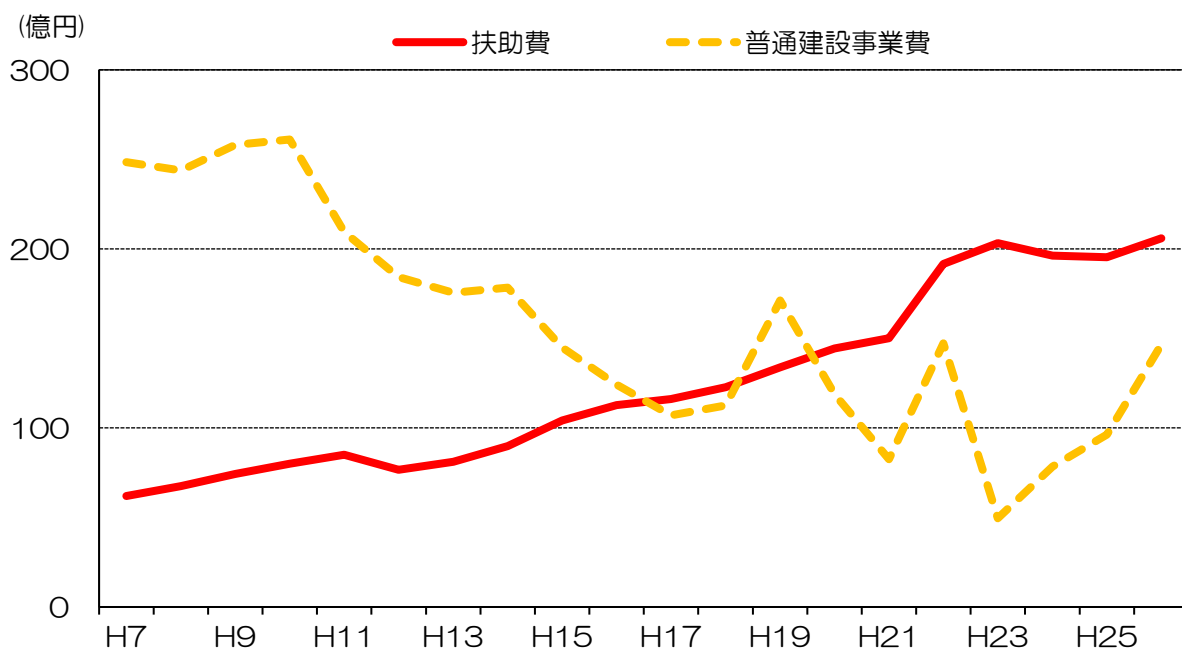


図 2.2.4 扶助費と普通建設事業費

2.3 公共施設等の現状

2.3.1 公共施設の整備状況

(1) 公共施設の保有数量

本市の公共施設の数 は 699 施設であり、延床面積の合計は 956,670 m² となります。

表 2.3.1 公共施設数量（施設分類別）

施設分類	施設数	(%)	延床面積 (m ²)	(%)
①市民文化系施設	22	3.1	42,679	4.5
②社会教育系施設	28	4.0	33,030	3.5
③スポーツ・レクリエーション系施設	62	8.9	48,244	5.0
④産業系施設	13	1.9	62,444	6.5
⑤学校教育系施設	78	11.2	372,613	38.9
⑥子育て支援系施設	40	5.7	27,878	2.9
⑦保健・福祉系施設	12	1.7	18,979	2.0
⑧行政系施設	274	39.2	64,708	6.8
⑨住宅系施設	57	8.2	246,135	25.7
⑩公園施設	84	12.0	3,749	0.4
⑪供給処理施設	3	0.4	31,583	3.3
⑫その他施設	26	3.7	4,629	0.5
合計	699	100.0	956,670	100.0

※合計値は、小数点以下を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

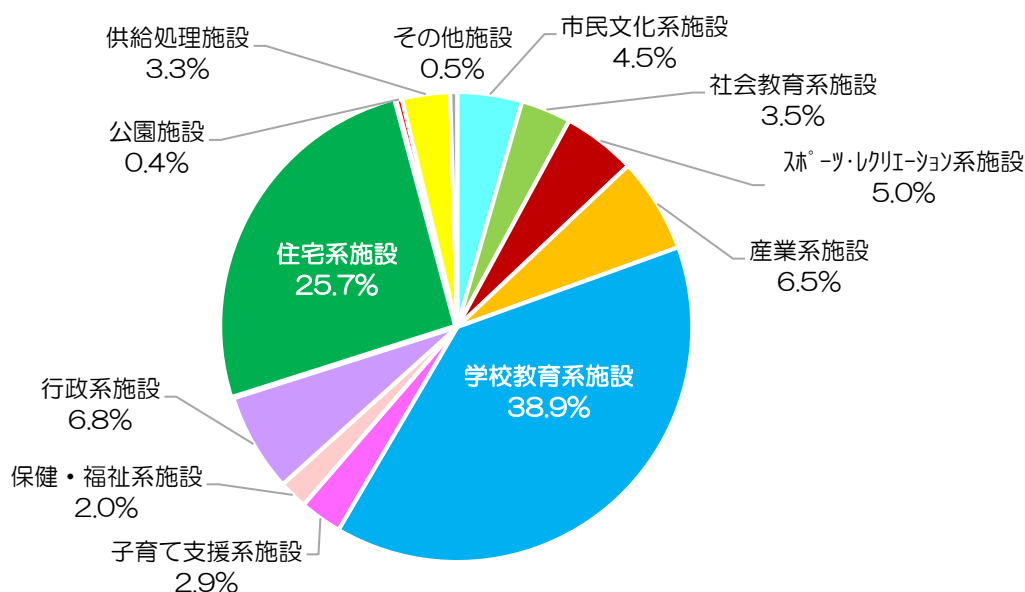


図 2.3.1 施設分類別公共施設の延床面積（構成比）

(2) 建築年度別公共施設の整備状況

本市の公共施設は、昭和 40 年代後半から昭和 60 年代にかけて多くが整備されています。

また、築 30 年以上を経過している施設は、施設分類別にみると学校教育系施設や住宅系施設の占める割合が高くなっています。これらの施設には築 50 年以上経過しているものもあり、今後 10 年間で一斉に更新などを迎えることが見込まれます。

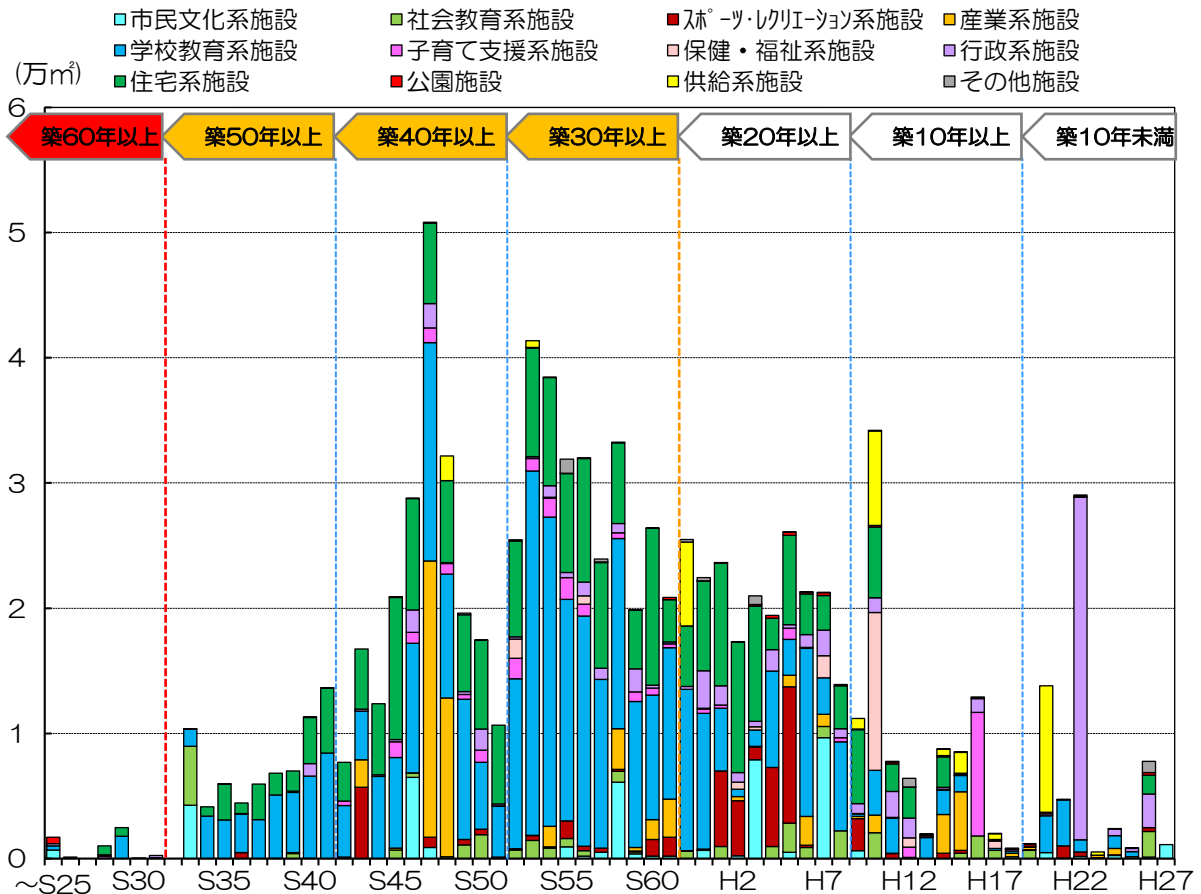


図 2.3.2 施設分類別・建築年度別の公共施設の延床面積

(3) 老朽化の状況

建築経過年別の公共施設の延床面積の割合は、築30～39年が30.8%と最も多く、次いで築40～49年が22.8%、築20～29年が22.3%の順となっており、築30年以上（※1）は全体の約6割となっています。

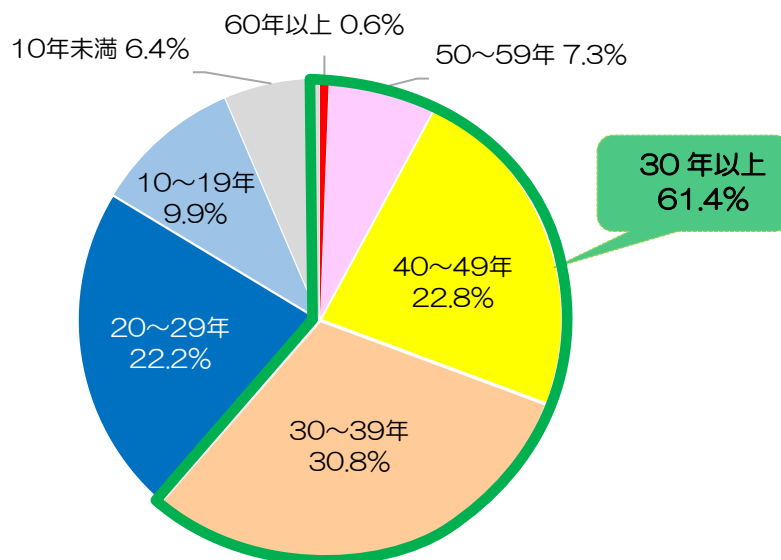


図 2.3.3 建築経過年別公共施設の延床面積（構成比）

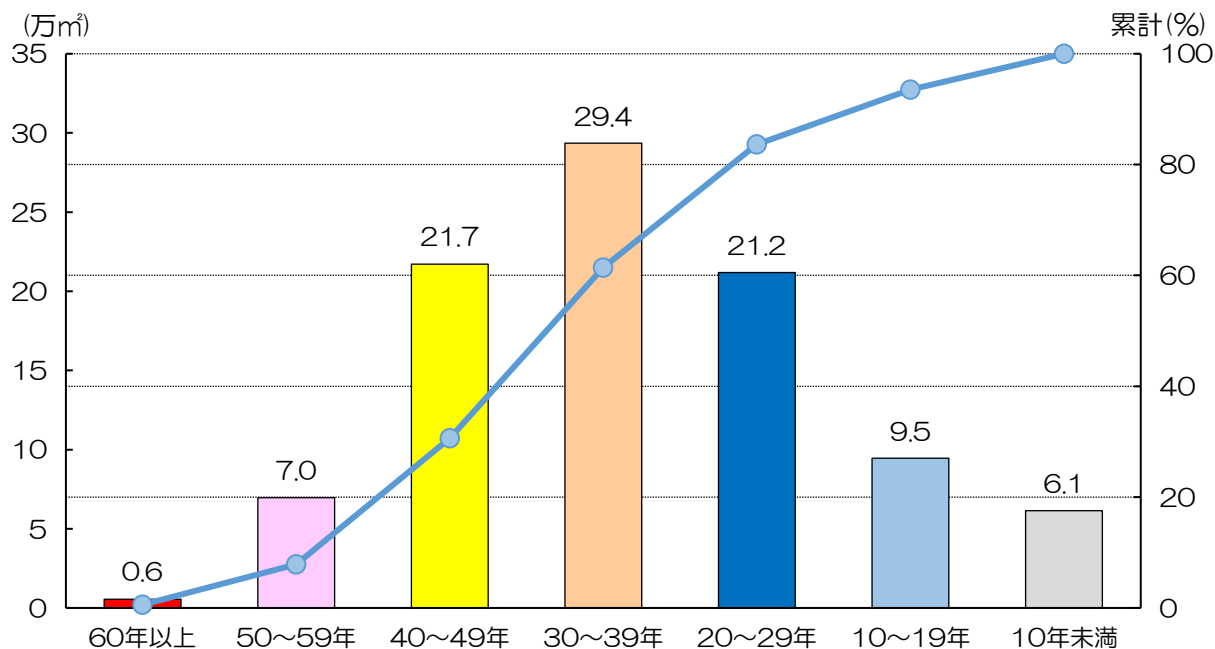


図 2.3.4 建築経過年別公共施設の延床面積

※1 総務省が公表している「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算」では、築30年を経過すると大規模改修を必要とされることから、築30年を目安に区分しています。

施設分類別にみると、産業系施設、学校教育系施設、住宅系施設では築30年以上経過した施設の割合がいずれも60%を超えていることから、早期に老朽化対策を検討する必要があります。

表 2.3.2 施設分類別・建築経過年別延床面積

施設分類	建築経過年		30年以上 (S61~)				B	構成比 (%) B/(A+B)
	30年未満 (H27~S62)	A	30~39年 (S61~S62)	40~49年 (S51~S42)	50~59年 (S41~S32)	60年以上 (S31~)		
①市民文化系施設	18,924	21,876	8,470	7,391	4,259	682	20,802	48.7
②社会教育系施設	8,866	16,552	5,092	4,174	5,112	0	14,378	46.5
③スポーツ・レクリエーション系施設	28,848	34,185	5,767	7,616	567	109	14,059	29.1
④産業系施設	4,715	15,457	9,873	37,109	5	0	46,987	75.2
⑤学校教育系施設	64,645	85,636	165,817	80,064	38,936	2,160	286,977	77.0
⑥子育て支援系施設	1,859	12,819	8,935	5,917	0	207	15,059	54.0
⑦保健・福祉系施設	2,638	16,586	2,279	0	0	114	2,393	12.6
⑧行政系施設	11,767	50,010	6,584	6,367	1,174	410	14,535	22.5
⑨住宅系施設	60,481	80,712	78,242	66,276	19,504	1,401	165,423	67.2
⑩公園施設	1,118	2,622	490	65	61	511	1,127	30.1
⑪供給処理施設	6,709	28,279	612	1,956	0	0	2,568	8.3
⑫その他施設	1,262	3,082	1,356	191	0	0	1,547	33.4
合計 (㎡) ※	211,832	367,816	293,517	217,126	69,618	5,594	585,855	61.4

※ 建築年不明 2,998 ㎡ を除く

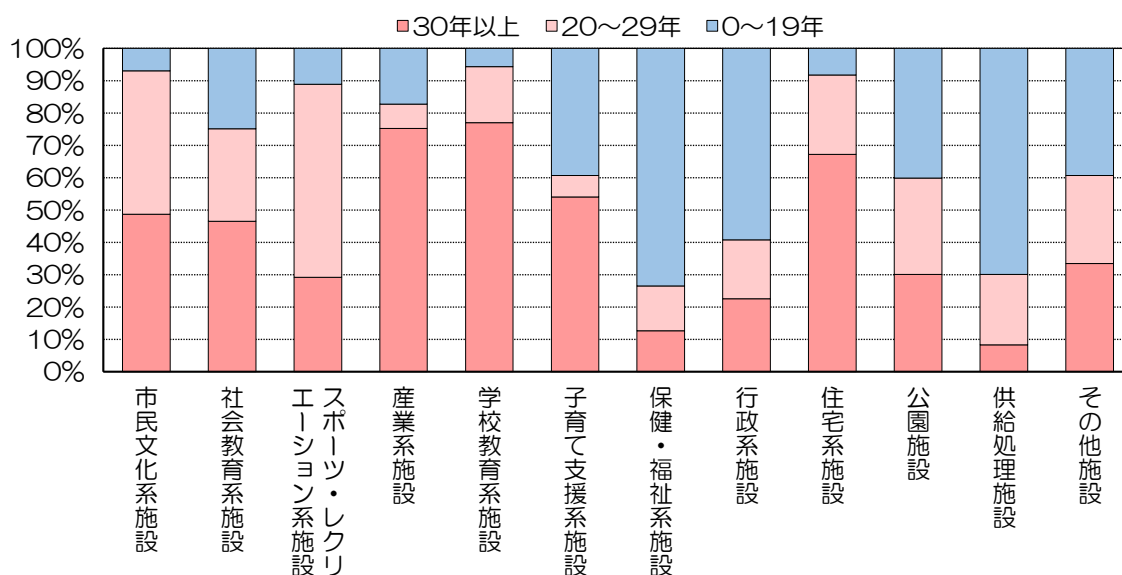


図 2.3.5 施設分類別・建築経過年別延床面積（構成比）

(4) 耐震化の状況

公共施設の建築年度及び所管課への施設調査による回答結果（建築年不明施設を除く。）をもとに、以下のとおり整理しました。

区分	耐震化の適用判断
新耐震基準に適合	建築年度が昭和 57 年以降の建物
旧耐震基準	建築年度が昭和 56 年以前の建物
旧耐震基準で耐震化「実施済み」	施設調査による回答で、耐震化「実施済み」
旧耐震基準で耐震化「不要」	施設調査による回答で、耐震化「不要」
旧耐震基準で耐震化「未実施」	施設調査による回答で、耐震化「未実施」又は「未記入」
耐震化の実施状況「不明」	施設調査による回答で、耐震化の実施・未実施「不明」

表 2.3.3 耐震化の状況

区分	延床面積 (㎡)	(%)	
耐震化実施 (①+②+③)	775,526	81.3	
新耐震基準適合 ①	513,890	53.9	
旧耐震基準	耐震化不要 ②	174,186	18.3
	耐震化実施済み ③	87,450	9.2
	耐震化未実施	166,386	17.4
	実施・未実施が不明	11,760	1.2
合計	953,672	100.0	

※ 建築年不明 2,998 ㎡ を除く

※合計値は、小数点以下を四捨五入しているため、表中の合計と合わない場合があります。

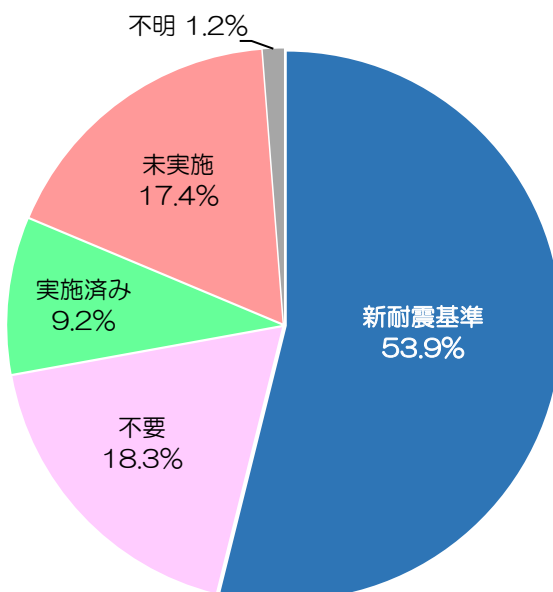


図 2.3.6 耐震化の状況（構成比）

旧耐震基準の公共施設の延床面積は約 44.0 万㎡（全施設の 46.1%）であり、そのうち耐震化未実施の公共施設の延床面積は約 16.6 万㎡（全施設の 17.4%）となっています。

耐震化の状況を施設分類別にみると、耐震化未実施の割合は学校教育系施設の 30.1%で最も多く、次いで市民文化系施設の 29.5%、社会教育系施設の 25.5%、その他施設が 24.3%の順となっています。

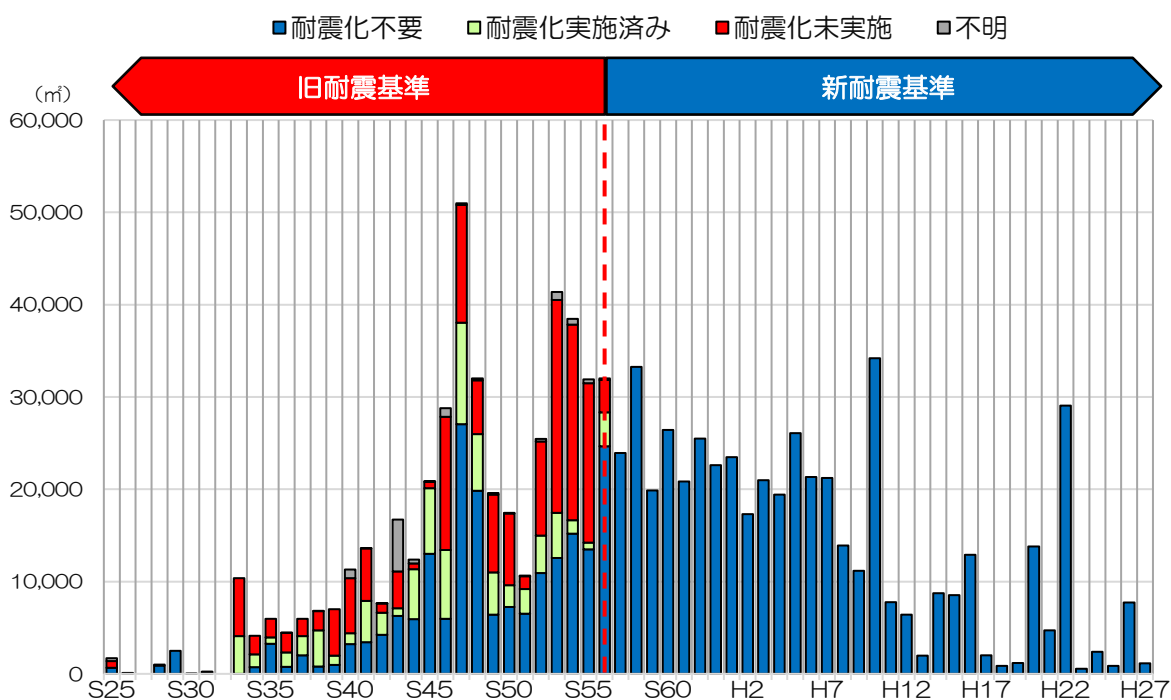


図 2.3.7 建築年度別耐震化の状況

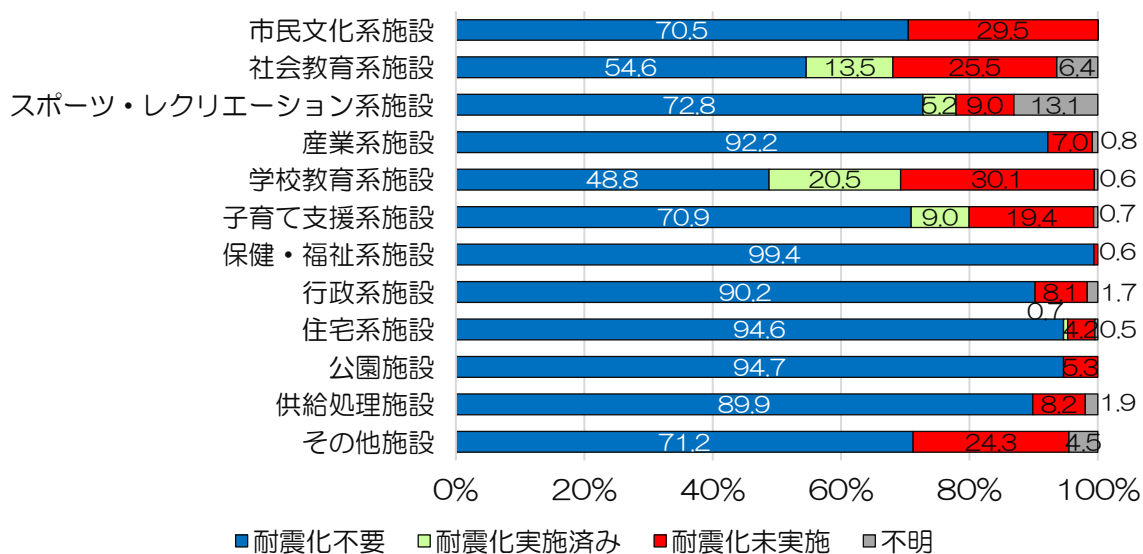


図 2.3.8 施設分類別の耐震化の状況（構成比）

2.3.2 インフラ資産の整備状況

インフラ資産（道路、橋梁、上水道施設、下水道施設）の現況について、以下のとおり整理しました。

表 2.3.4 インフラ資産の整備状況

施設分類	面積 (㎡)	延長 (m)	備考
① 道路	15,909,825	3,410,844	※1
市道	14,961,433	2,951,065	
自転車歩行者道	66,132	14,989	
農道	205,978	268,003	
林道	676,282	176,787	
② 橋梁 (1,136 橋)	107,536	15,650	※2
③ 上水道施設 (管路)	—	1,605,970	※3
④ 下水道施設 (管渠)	—	1,063,041	※4

※1 市道（平成 28 年 4 月 国土交通省道路施設現況調査）、自転車歩行者道は福島東西自由通路を含む。

農道・林道（平成 28 年 農林整備課 林道面積は平均幅員×延長より算出）

農道・林道は一部市道併用有

※2 橋梁（平成 28 年 3 月調査 道路保全課）

※3 上水道施設（平成 28 年 水道局）

※4 下水道施設（平成 28 年 下水道建設課）

(1) 道路の整備状況

市道の総面積：約 14,961 千㎡ (94.0%)

自転車歩行者道の総面積：約 66 千㎡ (0.4%)

農道の総面積：約 206 千㎡ (1.3%)

林道の総面積：約 676 千㎡ (4.3%)

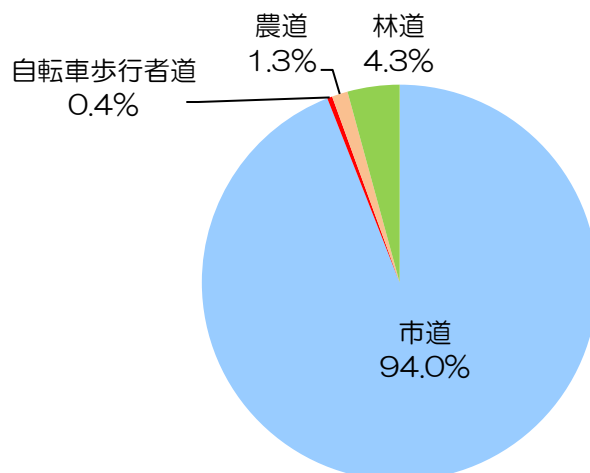


図 2.3.9 道路の面積（構成比）

(2) 橋梁の整備状況

橋梁：1,136 橋、総面積：約 108 千㎡

架設年度別の割合をみると、法定耐用年数 60 年以上経過している橋梁は、全体の 1.4% となっています。

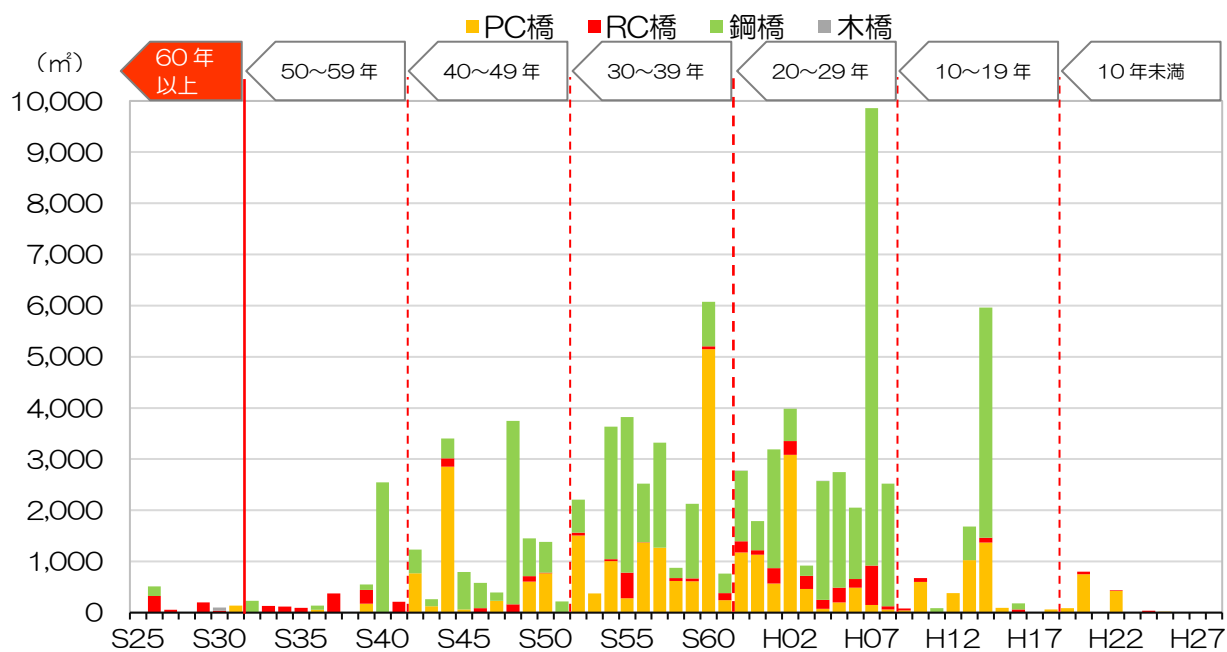


図 2.3.10 橋梁の架設年度別面積 (橋種別)

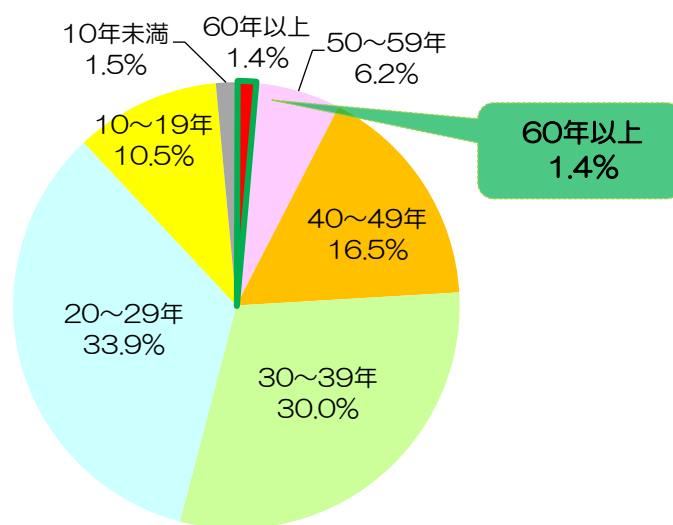


図 2.3.11 橋梁の経過年別面積 (構成比)

(3) 上水道施設の整備状況

管路延長（合計）：約 1,606km（配水管：約 1,542km、導水・送水管：約 64 km）

整備年度別の割合をみると、整備後 20～29 年を経過した管路が 34.6%と最も多く、次いで 10～19 年の管路が 25.0%となっています。

法定耐用年数 40 年以上経過している管路は、総延長の 12.3%となっています。

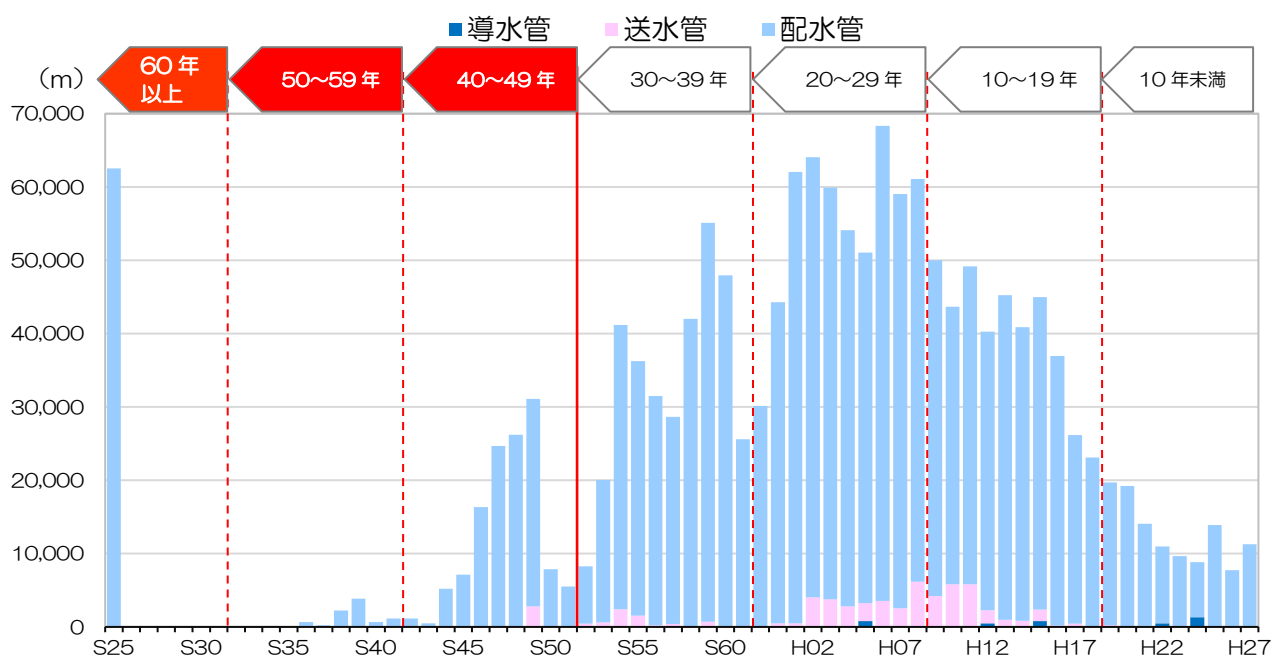


図 2.3.12 上水道管路の整備年度別延長（管種別）

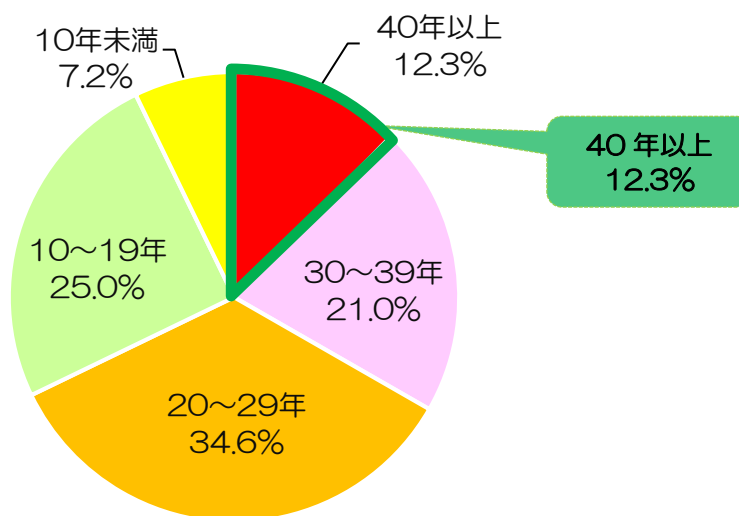


図 2.3.13 上水道管路の経過年別延長（構成比）

(4) 下水道施設の整備状況

管渠延長（合計）：約 1,063km

整備年度別の割合をみると、整備後 10～19 年を経過した管渠が 35.8%と最も多く、次いで 20～29 年の管渠が 27.9%となっています。

法定耐用年数 50 年以上経過している管渠は、総延長の 1.4%となっています。

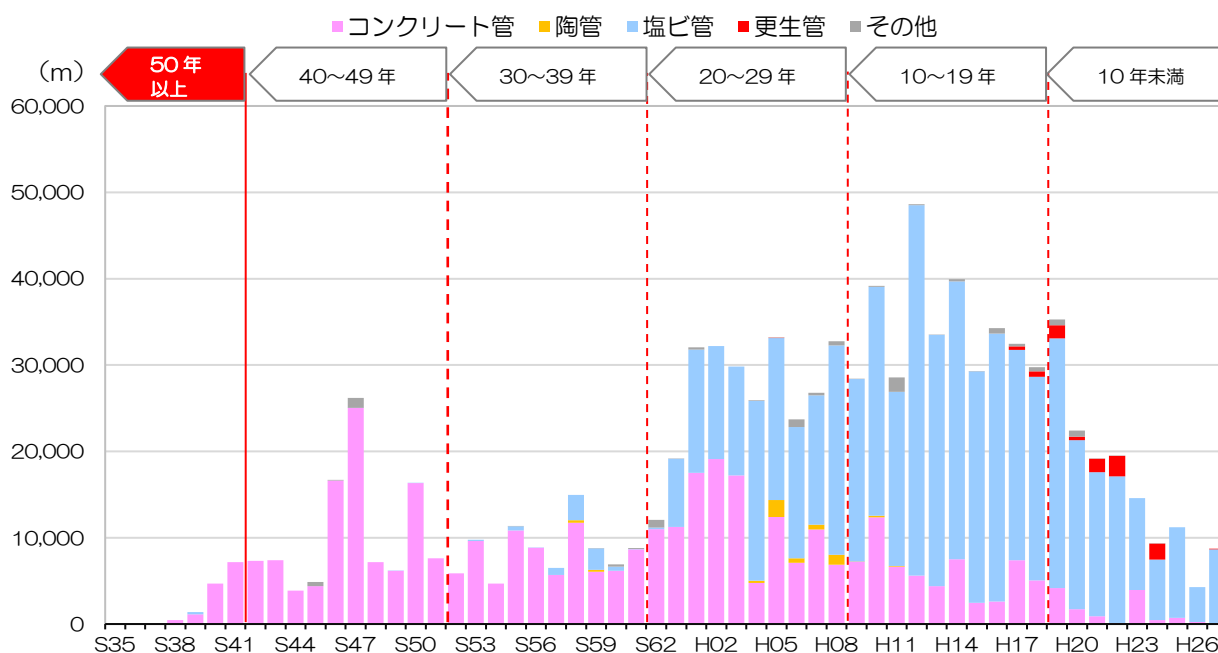


図 2.3.14 下水道管渠の整備年度別延長（管種別）

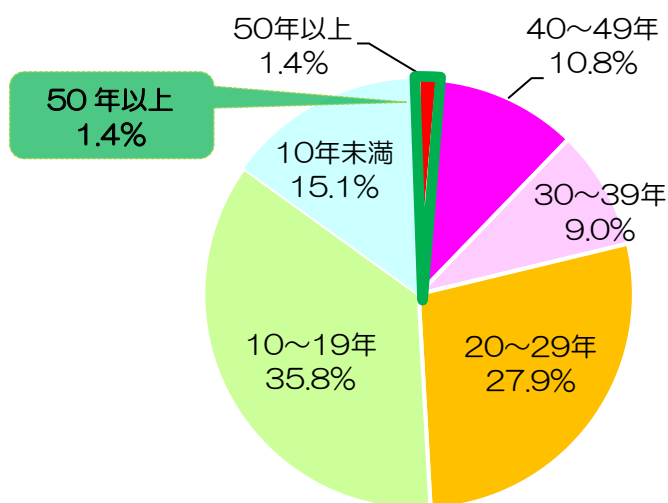


図 2.3.15 下水道管渠の経過年別延長（構成比）

(5) 建築年度別インフラ資産（建物）の整備状況

インフラ資産（建物）の整備時期は、上水道施設が昭和 50 年代前後（築 40 年以上）に集中し、下水道施設が昭和 50 年代前後（築 40 年以上）と、平成 10 年代前後（築 20 年以上）に大きく分かれています。

築 30 年以上経過している施設の割合は、上水道施設が 77.5%、下水道施設が 36.0% となっています。

表 2.3.5 インフラ資産（建物）の建築経過年別延床面積の状況

インフラ資産（建物）	延床面積（㎡）	築 30 年未満（㎡）	築 30 年以上（㎡）	築 30 年以上（率）
上水道施設（建物）	5,199	1,171	4,028	77.5%
下水道施設（建物）	13,969	8,937	5,032	36.0%

※ 建築経過年別延床面積は、建築年不明施設を除く。

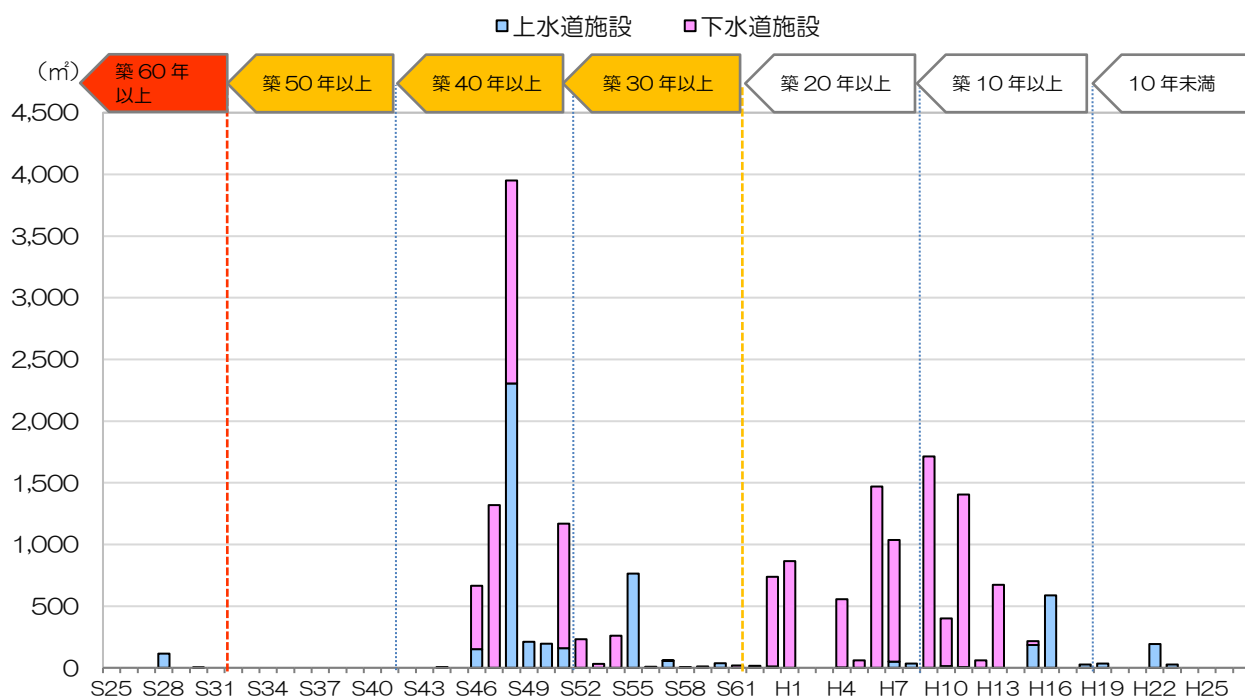


図 2.3.16 建築年度別のインフラ資産（建物）の延床面積

2.4 公共施設等の将来費用の見通し

(1) 公共施設及びインフラ資産の改修・更新に係る将来費用の見通し

今後 40 年間に、公共施設及びインフラ資産の改修・更新に係る費用の総額は、約 9,505 億円と推計され、年平均での費用は約 237.6 億円と想定されます。

○過去 5 年間の投資的経費：年平均 135.9 億円（平成 26 年度までの 5 年間の平均）

○40 年間の更新等費用：年平均 237.6 億円（40 年間総額 9,505 億円／40 年間）

○年平均不足額＝135.9 億円－237.6 億円＝ -101.7 億円

今後、公共施設及びインフラ資産の改修・更新については、年間あたり約 101.7 億円が不足することとなり、現在の約 1.7 倍の費用が必要となります。

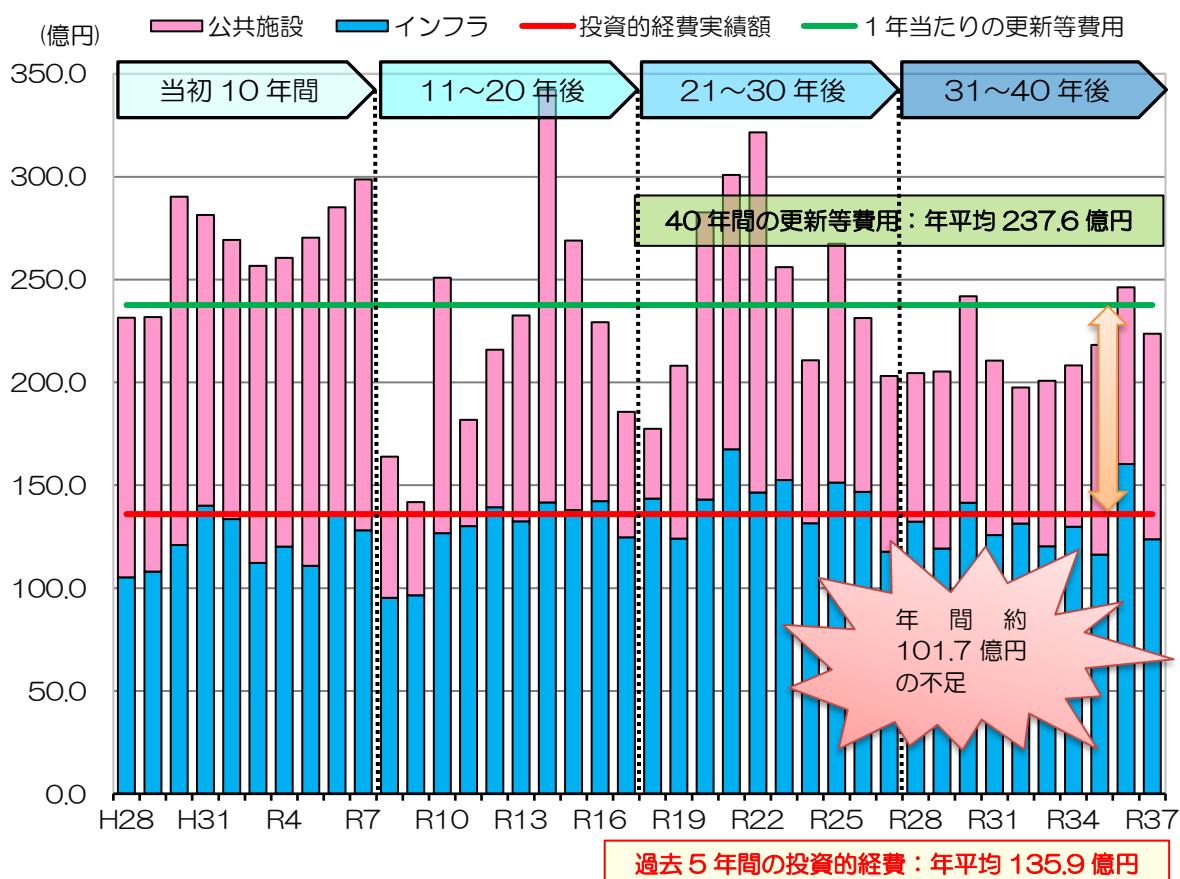


図 2.4.1 公共施設及びインフラ資産の改修・更新に係る将来費用の見通し

※本計画の試算は、総務省の更新費用試算ソフトに基づき行っています。各個別計画が別な条件に基づき試算している場合は、本計画の試算結果とは異なる場合があります。

(2) 公共施設の改修・更新に係る将来費用の見通し

今後 40 年間に、公共施設の改修・更新に係る費用は、約 4,297 億円と推計され、年平均での費用は約 107.4 億円と想定されます。

○直近 5 年間の投資的経費：年平均 80.0 億円（平成 26 年度までの 5 年間の平均）

○年平均の更新等費用：107.4 億円（40 年間総額 4,297 億円／40 年間）

○年平均不足額＝80.0 億円－107.4 億円＝ -27.4 億円

今後、公共施設の改修・更新に年間あたり約 27.4 億円が不足することとなり、現在の約 1.3 倍の費用が必要となります。（40 年間では約 1,100 億円の不足となり、約 25%の更新等費用の縮減が必要となります。）

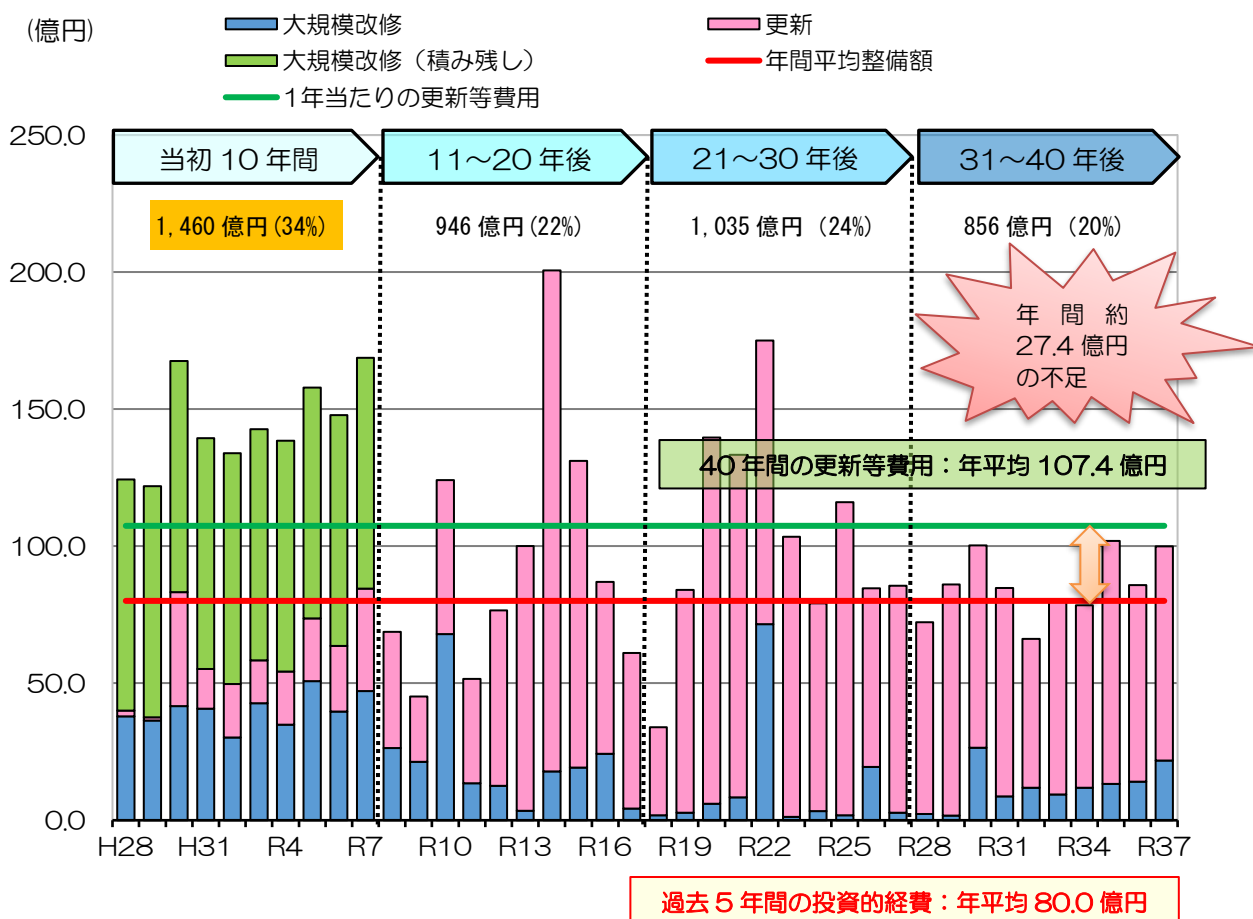


図 2.4.2 公共施設の改修・更新に係る将来費用の見通し

(3) インフラ資産の改修・更新に係る将来費用の見通し

今後 40 年間に、インフラ資産の改修・更新に係る費用は、約 5,208 億円と推計され、年平均での費用は約 130.2 億円と想定されます。

○直近 5 年間の投資的経費：年平均 55.9 億円（平成 26 年度までの 5 年間の平均）

○40 年間の更新等費用：年平均 130.2 億円（40 年間総額 5,208 億円／40 年間）

○年平均不足額＝55.9 億円－130.2 億円＝ -74.3 億円

今後、インフラ資産の改修・更新に年間あたり約 74.3 億円が不足することとなり、現在の約 2.3 倍の費用が必要となります。

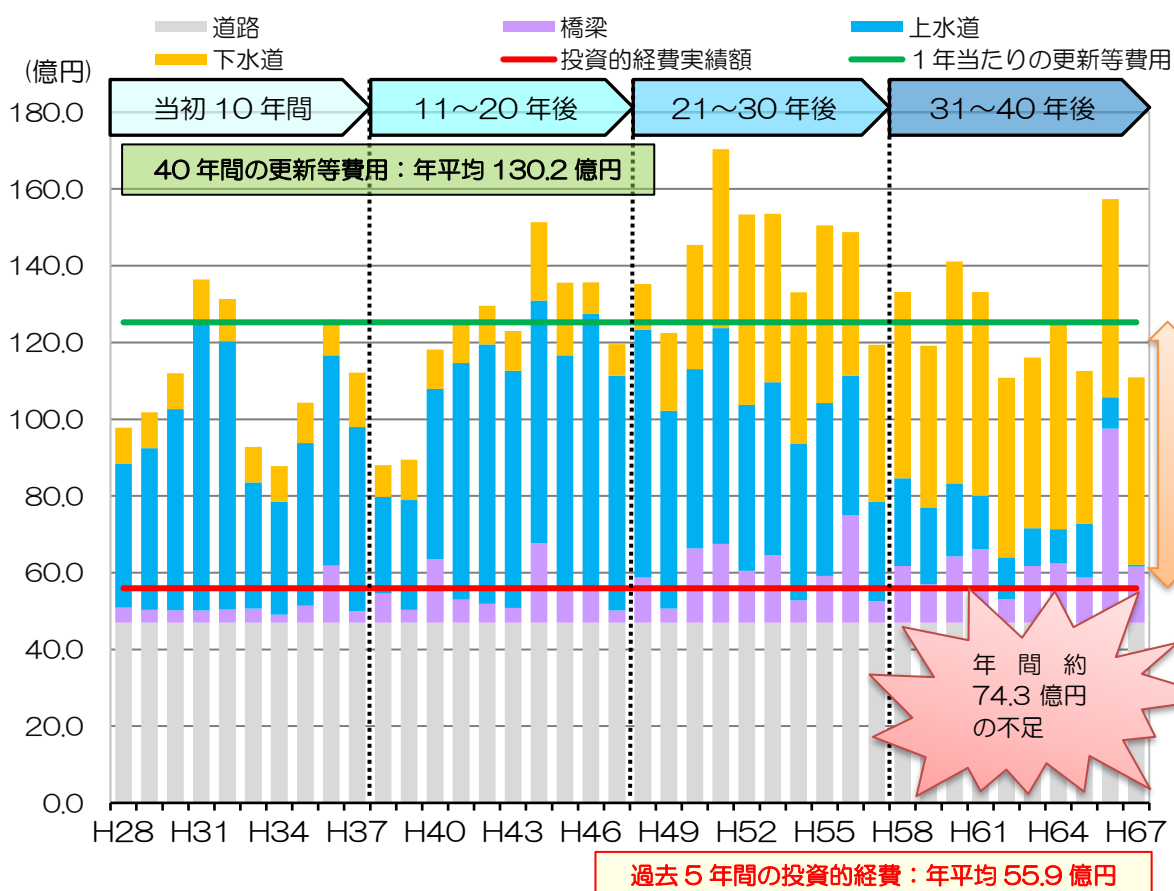


図 2.4.3 インフラ資産の改修・更新に係る将来費用の見通し

① 道路

○直近5年間の投資的経費：年平均 16.9 億円（平成 26 年度までの5年間の平均）

○年平均の更新等費用：49.8 億円（40年間総額 1,991 億円／40年間）

○年平均不足額＝16.9 億円－49.8 億円＝ -32.9 億円

今後、道路の更新に年間あたり約 32.9 億円が不足することとなり、現在の約 2.9 倍の費用が必要となります。

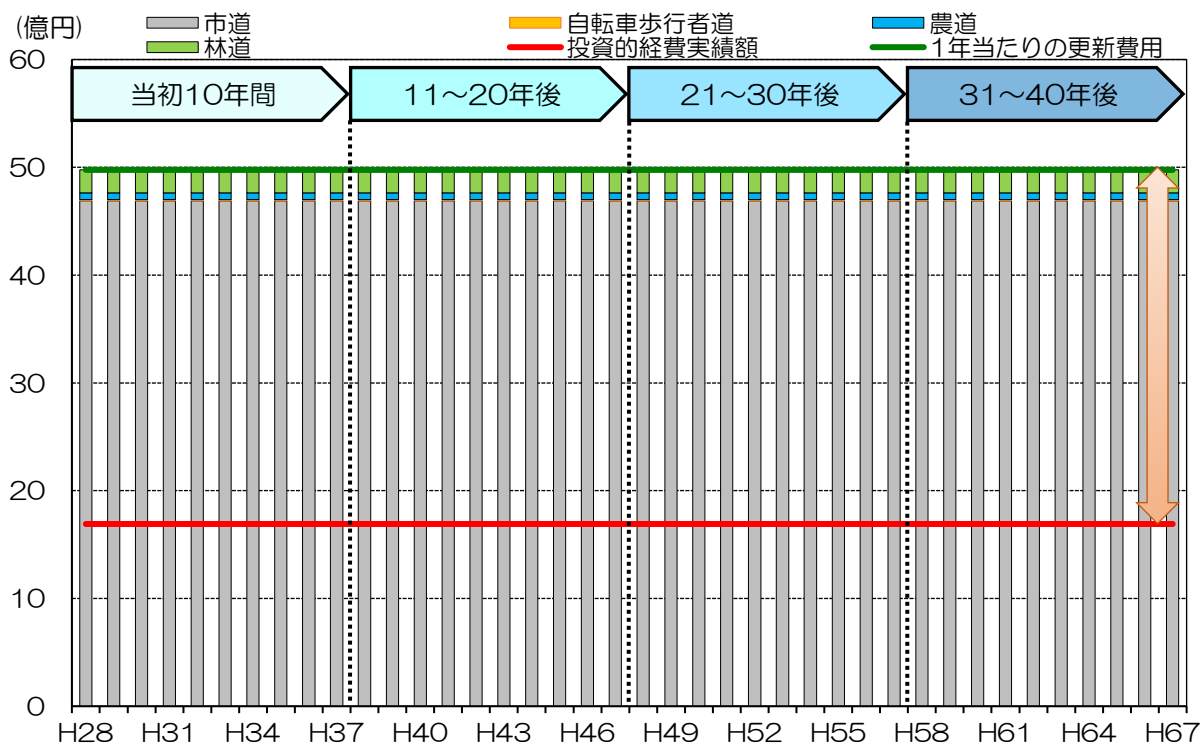


図 2.4.4 道路の更新に係る将来費用の見通し（市道・農道・林道）

※各年度の試算が同額となる理由

道路の更新については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくものであるため、更新する道路の面積を年度別に把握することは困難となっています。そのため、以下の算式により1年間の舗装部分の更新面積を一定とし、将来費用を試算しています。

道路総面積／15年(耐用年数として仮定した年数)＝1年間の舗装部分の更新面積

② 橋梁

○直近5年間の投資的経費：年平均 2.3 億円（平成 26 年度までの5年間の平均）

○年平均の更新等費用：11.0 億円（40 年間総額 440 億円／40 年間）

○年平均不足額=2.3 億円-11.0 億円= -8.7 億円

今後、橋梁の更新に年間あたり約 8.7 億円が不足することとなり、現在の約 4.8 倍の費用が必要となります。

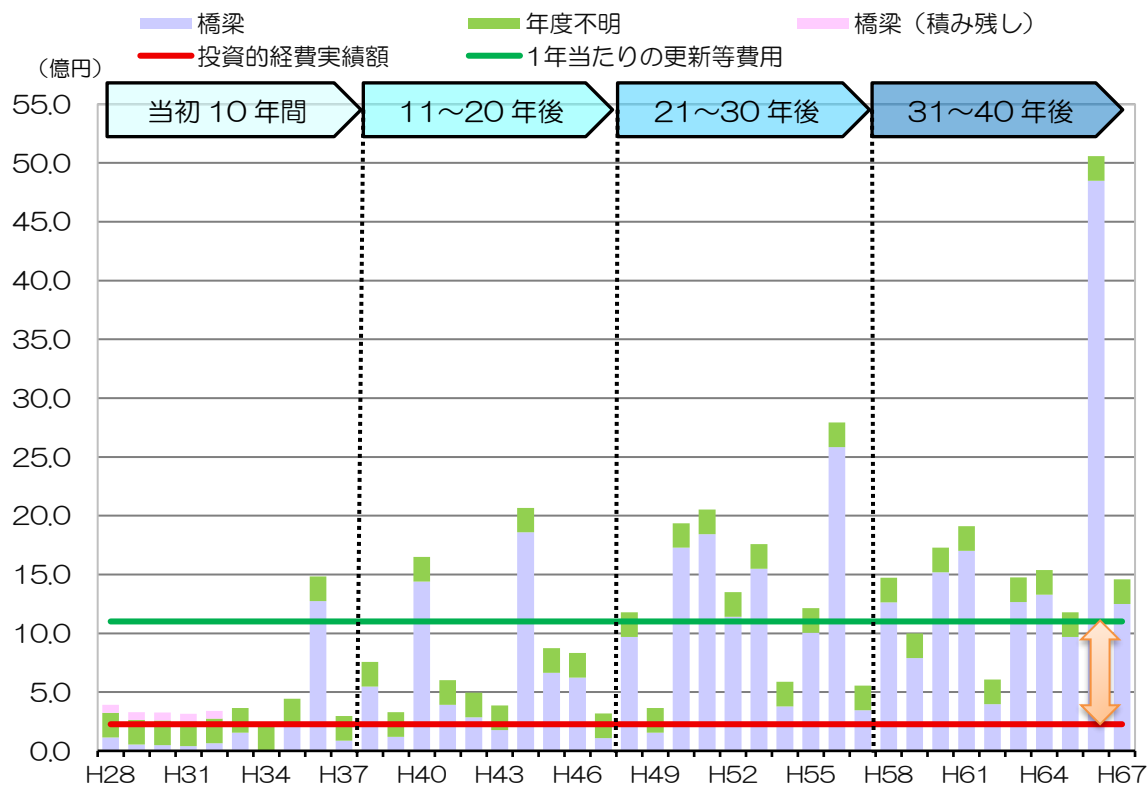


図 2.4.5 橋梁の更新に係る将来費用の見通し

③ 上水道施設

○直近5年間の投資的経費：年平均 11.7 億円（平成 26 年度までの5年間の平均）

○年平均の更新等費用：40.4 億円（40年間総額 1,617 億円／40年間）

○年平均不足額=11.7 億円-40.4 億円= -28.7 億円

今後、上水道施設の改修・更新に年間あたり約 28.7 億円が不足することとなり、現在の約 3.5 倍の費用が必要となります。

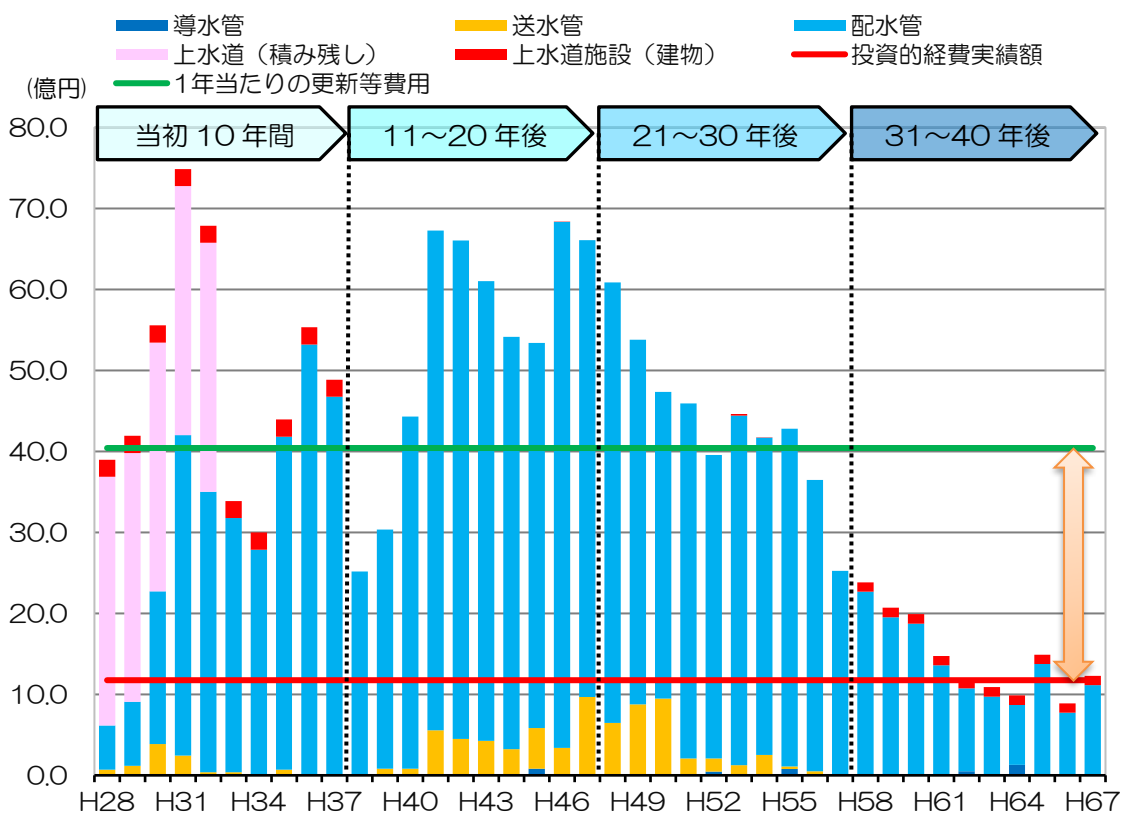


図 2.4.6 上水道施設の改修・更新に係る将来費用の見通し

④ 下水道施設

○直近5年間の投資的経費：年平均 25.0 億円（平成 26 年度までの5年間の平均）

○年平均の更新等費用： 29.0 億円（40年間総額 1,160 億円／40年間）

○年平均不足額=25.0 億円-29.0 億円= -4.0 億円

今後、下水道施設の改修・更新に年間あたり約 4.0 億円が不足することとなり、現在の約 1.2 倍の費用が必要となります。

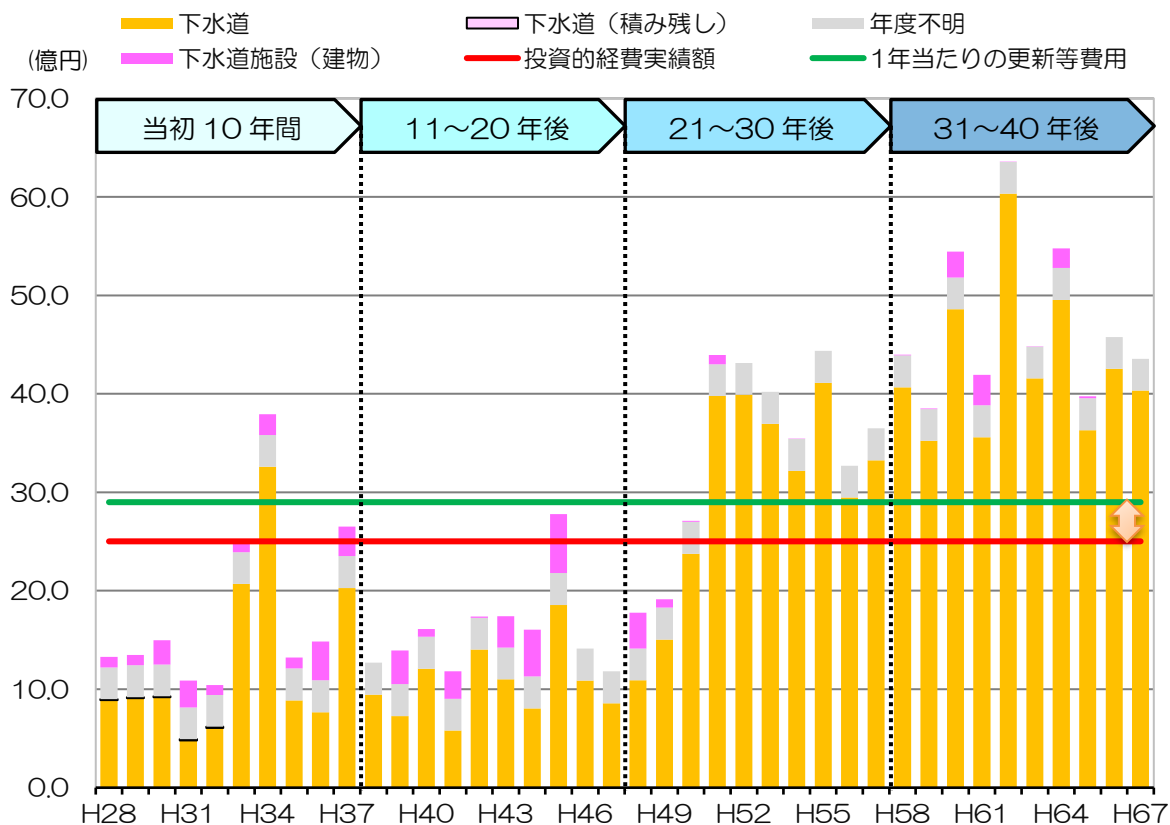


図 2.4.7 下水道施設の改修・更新に係る将来費用の見通し

3.1 公共施設等の現状と課題

今後、人口減少・少子高齢化が進み、税収入等の減少や施設等の改修・更新に使える財源の減少などが予想されています。このことは、老朽化が進む現在の施設等を今後もすべて維持していくことが極めて難しいことを表しています。

次の世代へ過大な負担を残さないためにも、限られた財源のなかで、今後どのように施設を維持し、更新していくかは将来に向けた重要な課題です。

一方、市の施設の機能や魅力を高め、将来世代の市民ニーズにも対応する取り組みが必要です。ソフト面を含めた様々な手法を組み合わせることにより、より効率的な行政運営の実現が求められています。

これらを踏まえ、本市における今後の公共施設等の管理に関する基本方針を定めます。

3.2 基本方針

基本方針1：経営的視点による総合的かつ計画的な管理

基本方針2：施設総量の縮減

基本方針3：ライフサイクルコストの縮減と平準化

基本方針4：全庁的な公共施設等マネジメントの推進

(1) 基本方針1：経営的視点による総合的かつ計画的な管理

配置等の見直しは、個別の施設毎の見直しに限定することなく、今後は保有する施設を市全体として捉え、必要な機能を選択することとします。

また、中長期的な観点から社会情勢の変化や推進施策の転換などにも対応できる見直しを常に継続していきます。

(2) 基本方針2：施設総量の縮減

① 施設の統合、複合化、廃止等による配置等の見直し

公共施設については、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、市民生活に必要なサービス水準を維持しながら、統合、複合化、廃止等により施設総量の縮減を進めます。

更新等を行う場合も、さらにその後の将来に施設の更新時期が一斉に到来することのないように調整・見直しを行います。

② 災害時に必要な機能の確保

施設総量の縮減にあたっては、災害時にも必要な機能を確保できるよう、危機管理の視点も踏まえた配置等の見直しを行います。

③ 新規整備の抑制

公共施設については、今後、新規の施設整備は、原則として行わないこととします。ただし、社会情勢等の変化に対応するなど新たな需要に応える場合は、複合化等により施設総量の抑制を図ります。

(3) 基本方針3：ライフサイクルコストの縮減と平準化

① 予防保全・長寿命化

損傷などが発生した後に対応する事後保全から、定期的な点検により計画的な補修等を行う予防保全へと転換し、機能の維持と安全性の確保を図りながら施設等の長期利用を進めます。これにより更新サイクルを長くし、ライフサイクルコストを縮減します。

② 効率的な施設等の管理運営

市民サービス水準の維持・向上を前提として、PFI など民間ノウハウを活用した運営手法の導入のほか、施設機能の転換による有効活用や一元管理による施設管理の効率化、不用品資産の売却など、施設の効率的な活用を進めます。

(4) 基本方針4：全庁的な公共施設等マネジメントの推進

① 庁内推進体制の強化

今後、公共施設等については、単体での施設整備ではなく、保有する施設を市全体として捉え、必要な機能を選択することが求められます。これまで以上に総合的な視点が必要となることから、予算の確保も含めた総合調整や統括管理機能を強化することとします。これらによって、本計画の実効性を高めることとします。

区分	内容	イメージ図
統合	同じ機能を一つの施設に集約 (施設規模や数を縮小)	<p>余剰</p> <p>同じ機能を既存の余剰分に集約</p>
		<p>新施設</p> <p>同じ機能を集約して建替え</p>
複合化	異なる機能を一つの施設に集約 (施設規模や数を縮小)	<p>余剰</p> <p>異なる機能を既存の余剰分に集約</p>
		<p>新施設</p> <p>異なる機能を集約して建替え</p>
転換	余剰施設の機能を取りやめ、 異なる他の機能を導入	<p>余剰</p> <p>需要が高い異なる機能へ変更</p>

4.1 点検・診断及び安全確保の実施方針

(1) 公共施設

- ① 損傷や故障の発生に伴い修繕を行う事後保全から、定期点検や診断結果に基づき計画的に補修する予防保全に転換し、施設の長寿命化を図ります。
- ② 定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録・管理します。あわせて、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築し、継続的に取り組みます。
- ③ 点検・診断の結果、危険性が認められた施設は、施設の利用状況等を踏まえ、更新、改修、解体等を検討し、安全性の確保を図ります。
- ④ 廃止となっている施設や、今後利用する見込みのない施設は、解体等を検討し、安全性の確保を図ります。

(2) インフラ資産

- ① 損傷や故障の発生に伴い修繕を行う事後保全から、定期点検や診断結果に基づき計画的に補修する予防保全に転換し、施設の長寿命化を図ります。
- ② 定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録・管理します。あわせて、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築し、継続的に取り組みます。
- ③ 各インフラ資産の長寿命化計画等に基づき、計画的かつ予防的に補修を行い、維持管理費の軽減を図ります。

4.2 維持管理・補修・更新等の実施方針

(1) 公共施設

- ① 修繕周期及び点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に補修することにより機能の維持を図るとともに、安全性の確保に取り組みます。
- ② 施設の更新にあたっては、人口の動向や市民ニーズ、立地状況及び類似施設の状態等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、減築や機能の複合化又は機能の転換を検討し、効率的な施設配置と施設の利用促進を図ります。
- ③ 施設の維持管理・補修・更新等においては、市民サービスの向上、事業の効率化及び財政支出の縮減や平準化を図るため、PFI など民間事業者のもつ資金やノウハウの活用を優先的に検討のうえ導入を進めます。
- ④ 施設の改修・更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組みます。

(2) インフラ資産

- ① 点検・診断結果や施設の需要、費用対効果などを考慮のうえ整備の優先順位を明確化し、優先度に応じた計画的な維持管理及び更新を図ります。
- ② 必要に応じて民間の技術やノウハウを活用するなど、効率的な運営を進めるとともに、財政支出の縮減や平準化に取り組みます。
- ③ 改修・更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組みます。

4.3 耐震化及び長寿命化の実施方針

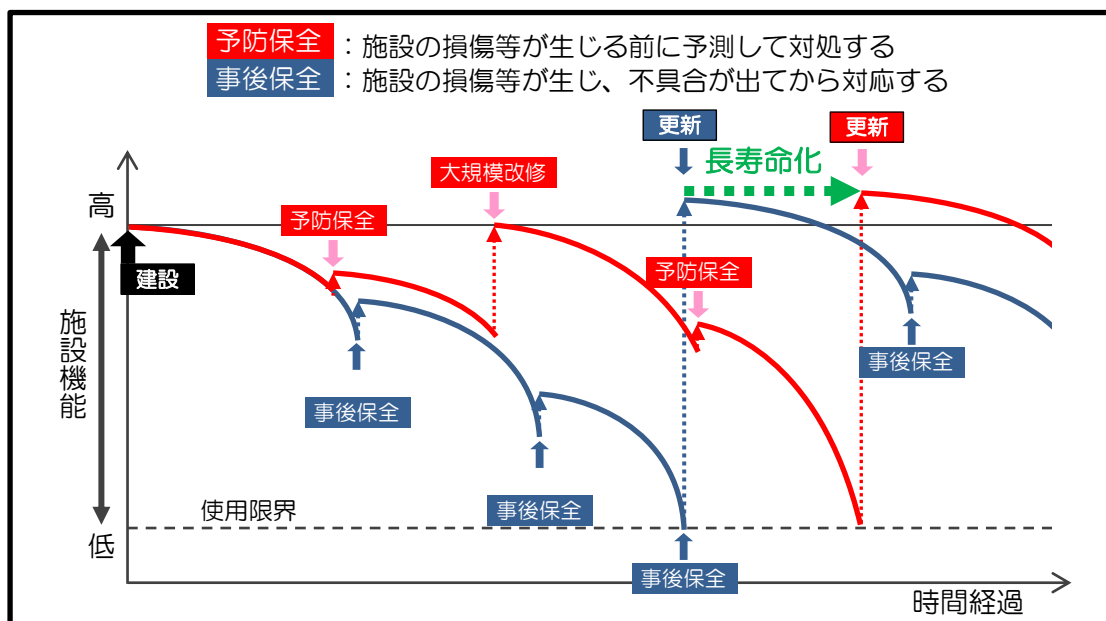
(1) 公共施設

- ① 耐震化未実施の施設のうち、今後も継続して保有していく施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ優先度を設定し、計画的な耐震化を推進します。
- ② 施設の長寿命化については、事業の実施によりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とします。施設の定期点検や予防保全の結果を踏まえて改修を計画的に実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費の縮減と平準化を図ります。
- ③ 今後、大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理費の縮減を図ります。

(2) インフラ資産

インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要であることから、各施設の特性や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検・診断結果等に基づき耐震化を推進します。

また、計画的かつ予防的な補修等により長寿命化を進め、維持管理費の縮減と平準化を図ります。



4.4 脱炭素化の推進方針

福島市脱炭素社会実現実行計画(令和3年2月策定)における基本的な考え方を踏まえ、太陽光発電・太陽熱利用設備など、公共施設への再生可能エネルギー導入を推進するほか、公共施設の新設、改築にあたっては、環境性能に優れた構造とするよう努めるなど、公共施設等の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

4.5 統合や廃止等の推進方針

(1) 公共施設

今後の利用動向、施設の立地状況、運営及び利用状況、管理運営費などを踏まえ、施設の統合、複合化、廃止を検討します。

土地を有償で借りている施設、耐用年数が経過した施設、当初設置された目的以外の用途で利用されている施設などは、今後優先して、類似の機能をもつ施設との統合や施設の廃止を検討していきます。

4.6 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

(1) 情報管理体制の構築

公共施設等を総合的かつ計画的に管理するためには、施設の状況、維持管理費及び利用状況等といった公共施設等に関するデータの把握が必要です。

そのため、データの集約の段階から全庁的な管理体制を構築し、一元的な管理を行うとともに、データを活用した施設の効率的な管理運営のための仕組みの構築を検討します。

(2) 市民との情報共有と合意形成

今後、市民が利用する施設の再配置や統廃合等を行う場合は、市民の理解と協力が不可欠となります。

そのため、公共施設等の現状等を市民にわかりやすく示し、市民共通の課題として捉えてもらえるよう市民との情報の共有を図ります。

また、施設を利用する・しないにかかわらず、市民とともに考え合意形成を図りながら、見直しを進めていきます。

(3) 外部視点の活用

本計画の推進にあたっては、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くなど、外部の視点を活用しながら取り組んでいきます。

(4) 庁内におけるマネジメント意識の啓発

今後は、職員一人ひとりが公共施設及びインフラ資産の現状や本計画の策定意義などを十分理解するとともに、これまでの業務そのものを見直し、創意工夫することが求められます。

そのため、職員に対しての研修会等を通じて経営的視点に立った施設等の管理へと意識の転換を図ります。

4.7 更新費用等の縮減目標

(1) 公共施設

今後 40 年間における当初 10 年間での更新等費用の割合(34%)を、今後 40 年間で縮減しなければならない将来費用の縮減率(25%)に換算した場合、当初 10 年間で約 9%の縮減が必要になります。

また、速やかな取り組みが将来費用の縮減に大きく寄与することから、当初 10 年間は重点的な取り組みが求められます。

これらを踏まえ、当初 10 年間において、今後 40 年間での公共施設の更新等にかかる将来費用を 10%縮減します。

(2) インフラ資産

インフラ資産は、生活や経済活動に不可欠な基盤であるため、安全性や耐震性の確保、機能性の維持・向上を最優先に取り組む必要があり、予防保全や長寿命化の推進が求められます。

このため、『福島市橋梁長寿命化修繕計画』、『ふくしま水道事業ビジョン』及び『福島市下水道ビジョン』等それぞれの個別計画に基づき、予防保全や長寿命化等に取り組むことにより、更新等にかかる将来費用を縮減することを目標とします。

4.8 フォローアップの実施方針

本計画の進捗状況等について評価を実施し、財政状況や公共施設等のライフサイクルコスト等を踏まえ、必要に応じ目標の設定を見直すこととします。

また、本計画に基づき策定された施設分類別の個別計画についても、PDCA サイクルによる評価・見直しを行い、その結果について、適宜計画に反映させていきます。

第5章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

5.1 市民文化系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は、全体の48.7%を占めています。これらの中には大規模な施設も含まれており、改修・更新の時期を迎えています。
- ② 施設の設置目的と現在の利用実態が一致していないなど、産業系施設や社会教育系施設の機能（市民の貸館利用）と重複・類似している施設があります。

表 5.1.1 市民文化系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	1.6	10.0	17.3	19.8	44.3	1.8	5.1	48.7

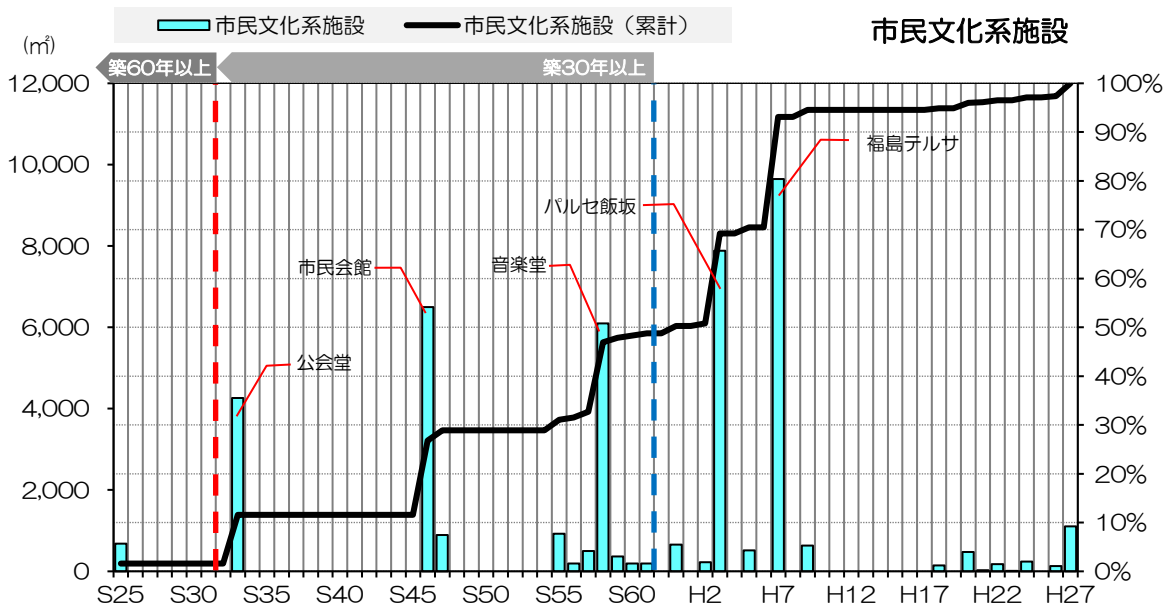


図 5.1.1 市民文化系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な点検や改修等による予防保全と長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの平準化と縮減に努めます。
- ② 大規模改修や更新が必要な施設は、管理運営費や老朽化のほか今後の利用動向を踏まえ、更新・改修・廃止・統合・複合化を検討します。
- ③ 類似施設が他にもある場合は、地理的な配置状況や今後の利用動向とともに、改修や更新の時期を踏まえ、複合化や統合などを検討します。

※1 小数点第2位以下を四捨五入しているため、表中の構成比合計が100にならない場合があります。

※2 図中の棒グラフには、その年度に建築された代表的な施設名を記載しています。

※1 及び※2 とともに、全ての各施設分類で同様です。

5.2 社会教育系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築60年以上を経過している施設はないものの、10年後に築60年近くを迎える施設があり、今後の対応方針を検討する必要があります。
- ② 築30年以上の延床面積の割合は全体の46.5%を占めており、今後、複数の施設において一斉に改修・更新が必要となることが予測されます。
- ③ 学習センターは支所との複合化が多く、また市民利用の貸館機能としては市民文化系施設や産業系施設と類似・重複しています。
- ④ 文化財施設は、性質上、維持管理費が高くなる傾向があります。適切な維持管理のほか、管理手法についても検討が必要です。

表 5.2.1 社会教育系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過	60年以上	50～59年	40～49	30～39	20～29	10～19	0～9年	30年以上
%	0.0	16.5	13.5	16.5	28.7	15.9	9.0	46.5

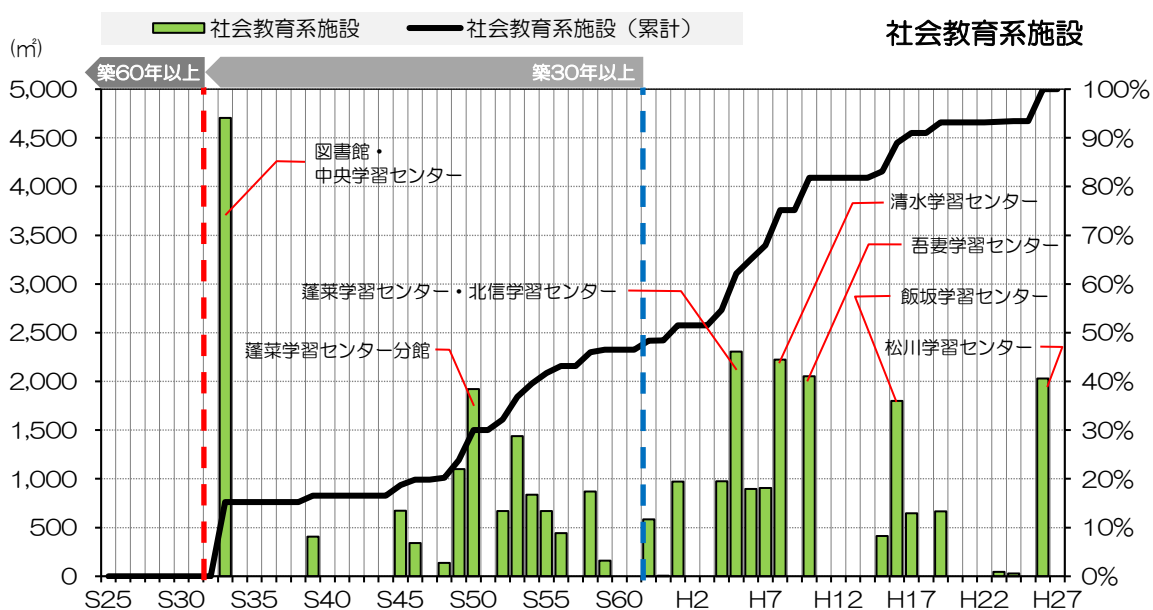


図 5.2.1 社会教育系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な点検や改修等による予防保全と長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの平準化と縮減に努めます。
- ② 更新にあたっては、地理的な配置状況や今後の利用動向を踏まえ、更新・改修・廃止・統合・複合化を検討するとともに、規模の適正化を図ります。
- ③ 余剰となる施設は、費用対効果の観点から、他目的への有効活用や売却等を検討します。
- ④ 有償で土地を借りている施設は、費用対効果の観点から計画的に見直します。

5.3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は、全体の29.2%を占めています。
- ② 平成7年の福島国体開催前に集中して整備したスポーツ施設を中心に今後老朽化が進み、10年後には築30年以上の割合は89%となります。
- ③ 公衆浴場は、施設及び設備の老朽化が進んでおり、管理運営費の増大が予測されます。

表 5.3.1 スポーツ・レクリエーション系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	0.2	1.2	15.8	12.0	59.8	7.5	3.6	29.2

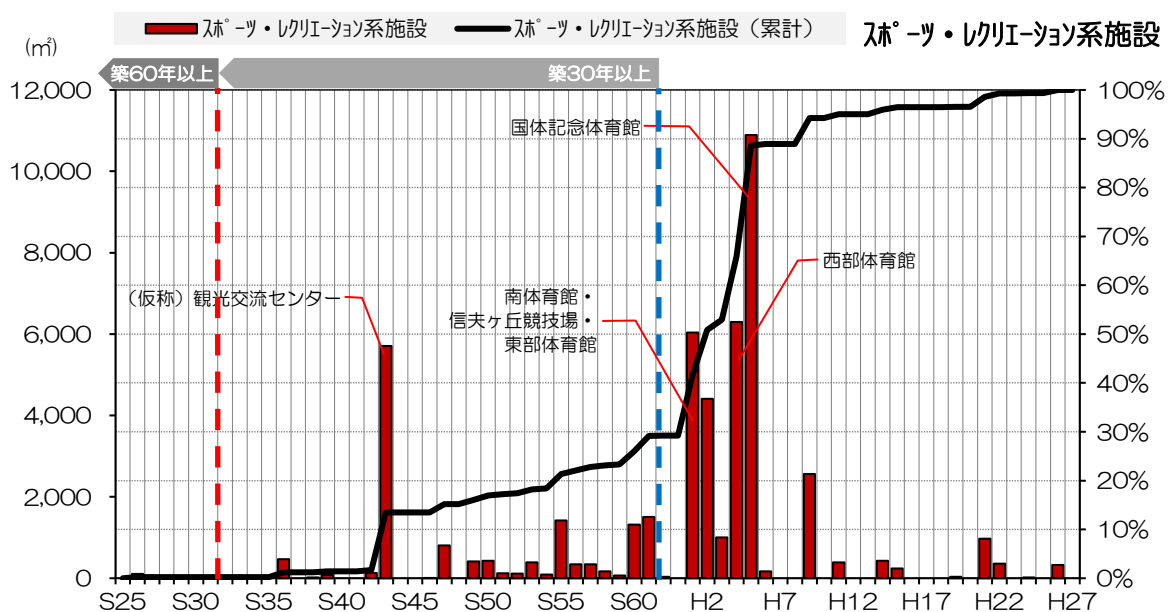


図 5.3.1 スポーツ・レクリエーション系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な点検や改修等による予防保全と長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの平準化と縮減に努めます。
- ② 施設の更新や管理・運営における民間ノウハウの活用を進めます。
- ③ 管理運営費や老朽化のほか、地理的な配置状況や今後の利用動向を踏まえ、統廃合など規模の適正化を図ります。

5.4 産業系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は全体の75.2%を占めており、そのほとんどは公設地方卸売市場です。
- ② 公設地方卸売市場を除いた施設では、産業系施設にとどまらず、市民文化系施設や社会教育系施設の機能（市民の貸館利用）と重複・類似している施設があります。

表 5.4.1 産業系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過年	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	0.0	0.0	59.4	15.8	7.6	15.5	1.7	75.2

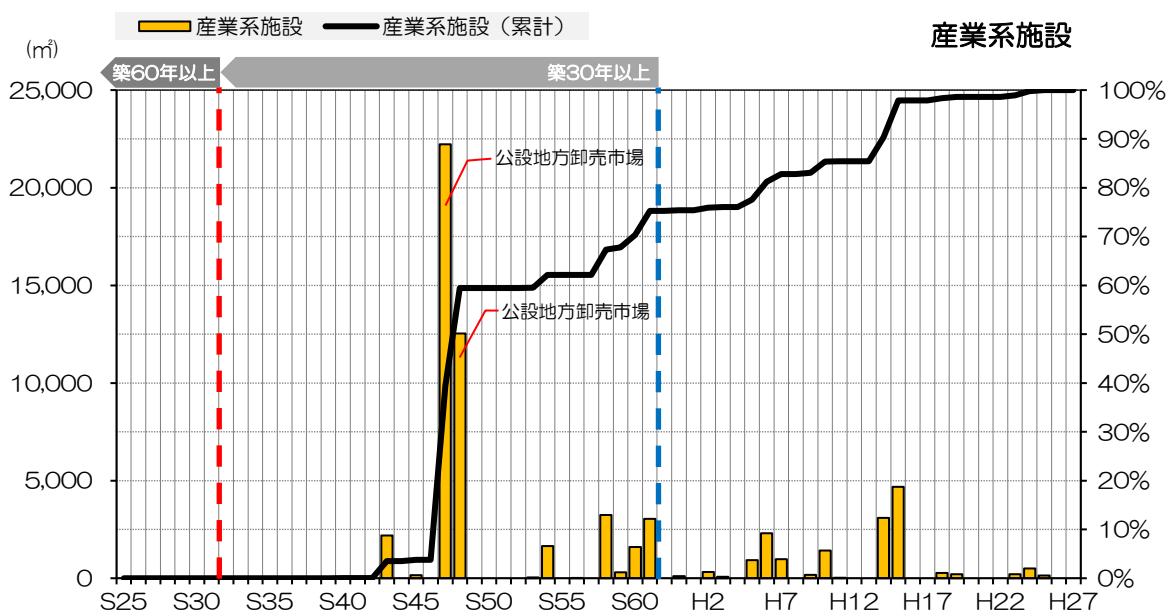


図 5.4.1 産業系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な点検や改修等による予防保全と長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの平準化と縮減に努めます。
- ② 大規模改修や更新が必要な施設は、点検・診断結果を踏まえ、改修や更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化や更新等を検討します。
- ③ 類似施設が他にもある場合は、地理的な配置状況や今後の利用動向とともに、改修や更新の時期を踏まえ、複合化や統合などを検討します。

5.5 学校教育系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は全体の77.0%、10年後には94%を占めることとなります。小中学校が今後一斉に改修・更新の時期を迎えます。
- ② 学校施設の耐震化未了の施設について、安全確保の対応を早期に検討する必要があります。
- ③ 学校施設は、災害時における地域住民の避難所としても重要な役割を担っています。
- ④ 施設の老朽化が進む中、既存施設の安全性の確保に加え、今後は将来の財政状況も踏まえた計画的な整備や統廃合を検討する必要があります。

表 5.5.1 学校教育系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	0.6	10.4	21.5	44.5	17.3	3.2	2.4	77.0

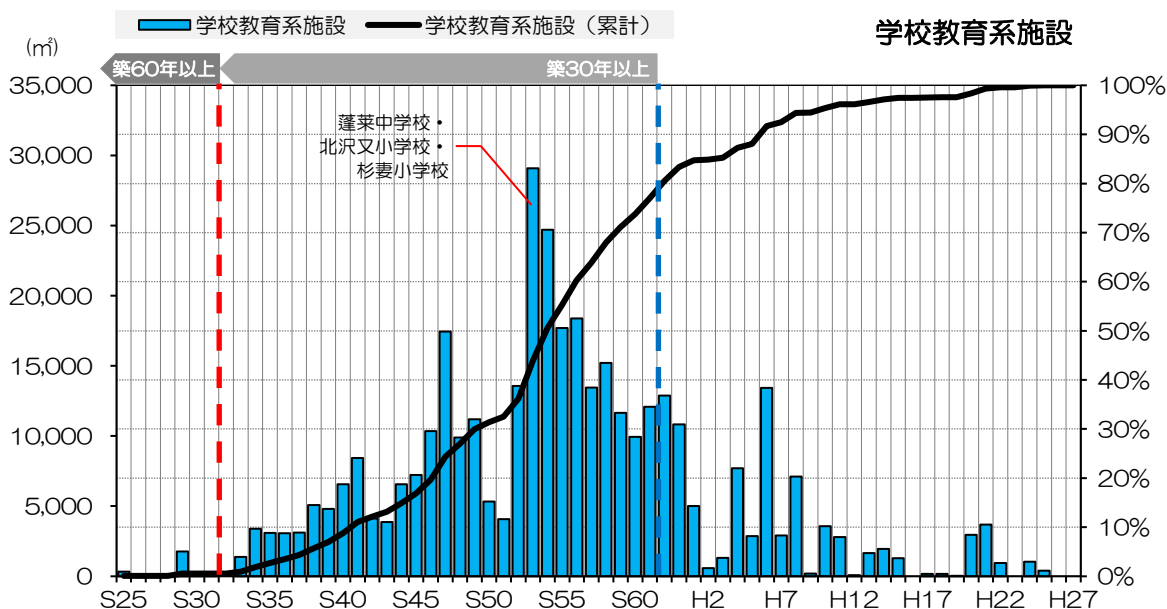


図 5.5.1 学校教育系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 学校施設は、耐震化を進めるとともに、計画的な点検や改修等による予防保全と長寿命化を図り、ライフサイクルコストの平準化と縮減に努めます。
- ② 今後の児童生徒数の減少を見据え、児童生徒の教育環境を重視し、計画的な統廃合など適正な規模と配置について検討します。
- ③ 統廃合等により生じる空きスペースについては、幅広い有効活用を検討します。
- ④ 改修にあたっては、災害時の地域の避難所としての役割を踏まえた改修を検討します。
- ⑤ 給食施設は、老朽化の状況を踏まえ、統合等により適正な規模とするほか、民間ノウハウの活用によるライフサイクルコストの平準化や縮減も検討します。

5.6 子育て支援系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は全体の54.0%を占めており、その多くが幼稚園・保育所となっています。
- ② 幼稚園・保育所は、今後一斉に改修・更新を迎えます。
- ③ 今後は、「子ども・子育て支援新制度」に対応した施設の見直しも求められます。

表 5.6.1 子育て支援系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過年	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	0.7	0.0	21.2	32.1	6.7	39.3	0.0	54.0

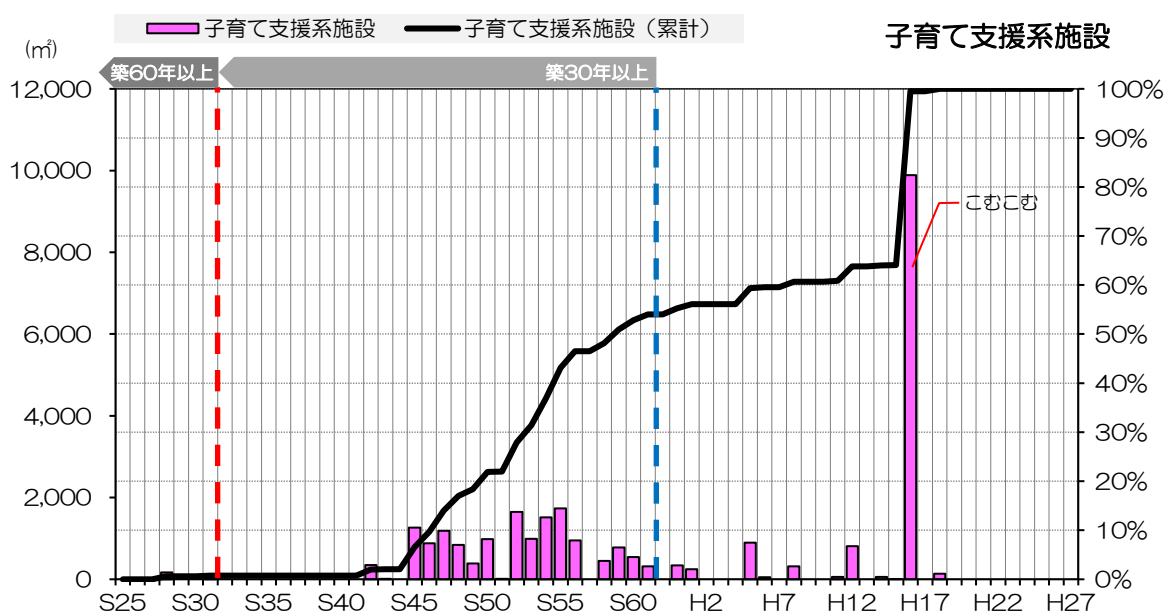


図 5.6.1 子育て支援系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な点検や改修等による予防保全と長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの平準化と縮減に努めます。
- ② 今後の子どもの人口動向と施設の需要等を踏まえ、公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園等が連携し、市民が必要とする教育、保育、子育て支援の提供が総合的・一体的に図られる体制の構築を目指します。
- ③ 更新にあたっては、効率的なサービス提供の実現のため、民間ノウハウの活用を検討します。
- ④ 他機能との複合化や、他目的への有効活用等による規模の適正化を検討します。
- ⑤ 有償で土地を借りている施設は、費用対効果の観点から計画的に見直します。

5.7 保健・福祉系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は、全体の12.6%を占めています。
- ② 高齢者福祉施設は、今後、高齢化の進展に伴い利用者の需要やニーズを考慮した施設の改修や維持管理が必要となります。
- ③ 一部民間事業者と機能が重複する施設があります。

表 5.7.1 保健・福祉系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過年	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	0.6	0.0	0.0	12.0	13.9	73.5	0.0	12.6

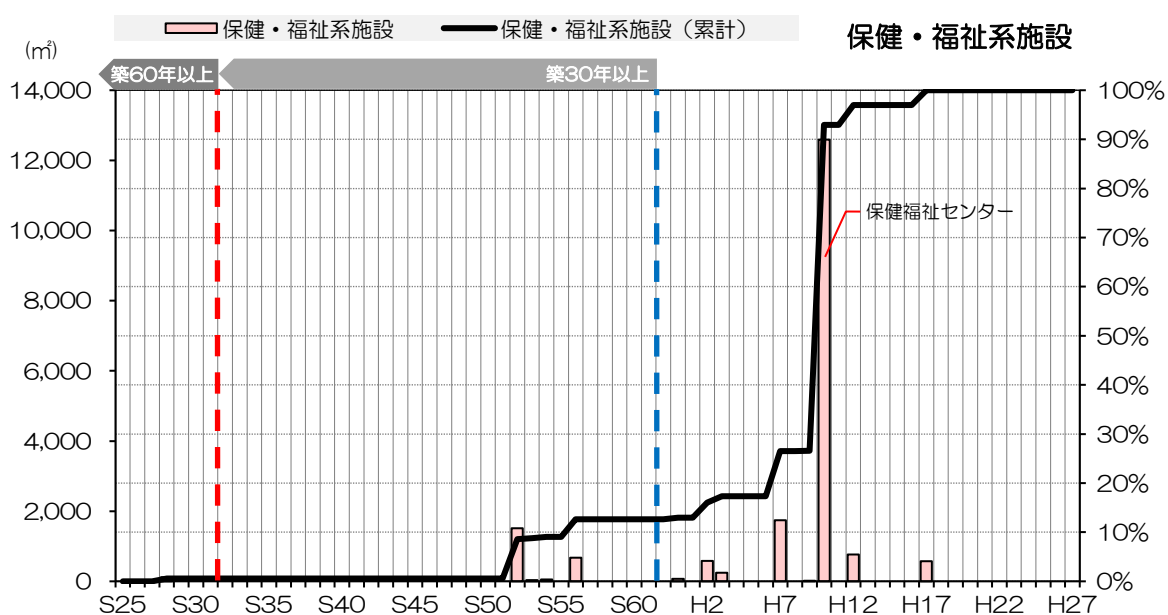


図 5.7.1 保健・福祉系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な点検や改修等による予防保全と長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの平準化と縮減に努めます。
- ② 更新にあたっては、地理的な配置状況や今後の利用動向を踏まえ、更新・改修・廃止・統合・複合化を検討するとともに、規模の適正化を図ります。
- ③ 民間事業者と機能が重複する施設は、今後のあり方について検討します。

5.8 行政系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は、全体の22.5%を占めます。
- ② 支所のほとんどは、過去の合併により設置され、管轄する人口規模も異なります。
- ③ 支所は学習センターとの複合化の事例があることから、その検証を踏まえ今後の改修や更新に生かす必要があります。
- ④ 消防屯所車庫が小規模かつ多数各地に分布しています。防災上必要不可欠であり、計画的な更新や維持管理が必要です。

表 5.8.1 行政系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	0.6	1.8	9.9	10.2	18.2	11.3	48.0	22.5

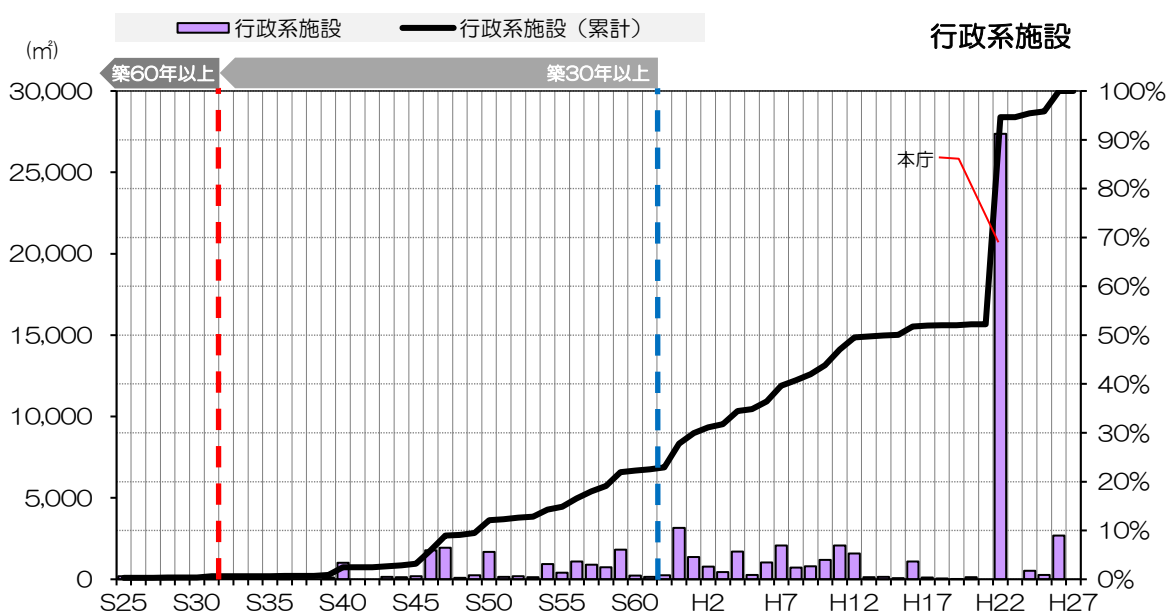


図 5.8.1 行政系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な点検や改修等による予防保全と長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの平準化と縮減に努めます。
- ② 消防屯所車庫は、多数が各地に分布していることから、今後の改修や更新の時期に併せて、災害時対応の視点を踏まえ、再配置や統廃合を検討します。
- ③ 有償で借りている土地や建物は、費用対効果の観点から計画的に見直します。
- ④ 庁舎の更新にあたっては、周辺施設との複合化のほか規模の適正化を図ります。
- ⑤ 不用となる土地等は、他目的での有効活用や売却等を検討します。

5.9 住宅系施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は全体の67.2%、10年後には91.8%を占めることになり、今後一斉に改修・更新の時期を迎えます。
- ② 改修、更新及び廃止等の計画的な推進や供給方法の検討が必要です。

表 5.9.1 住宅系施設の経過年別延床面積（構成比）

経過	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	0.6	7.9	26.9	31.8	24.6	7.6	0.6	67.2

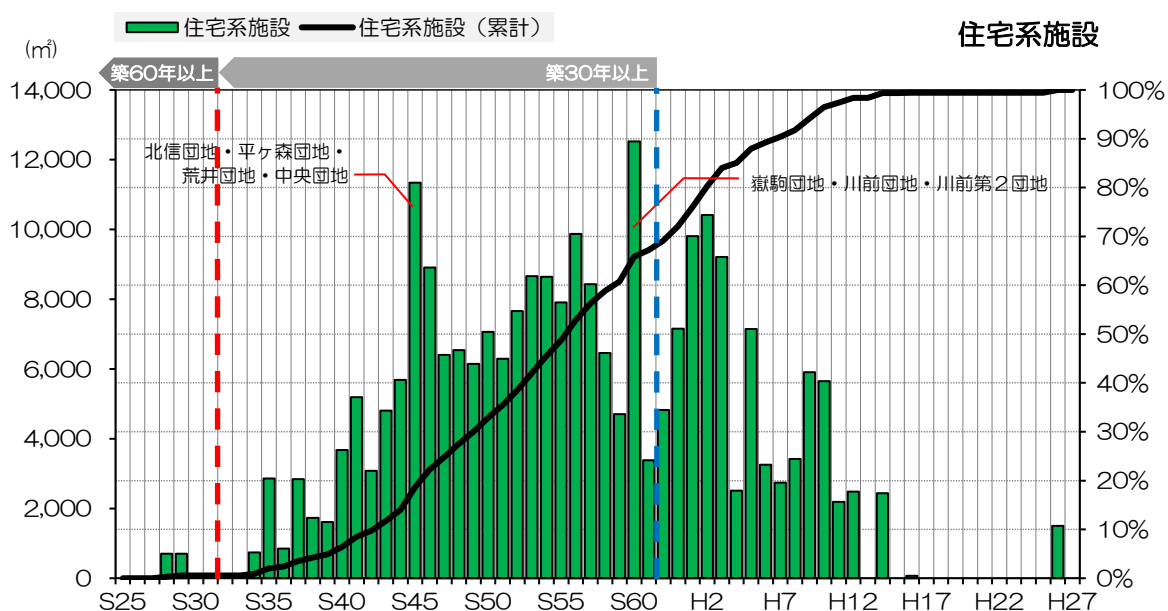


図 5.9.1 住宅系施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 耐用年数が経過した団地は、廃止や更新を検討します。また、耐用年数が経過していない団地や耐用年数が経過していても需要の高い団地は、計画的に改修を行い、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ② 市営住宅の種類ごとに、適正な管理戸数を確保するとともに、他の種類への転換や廃止等を検討します。
- ③ 既存の民間賃貸住宅等、民間ノウハウの活用による供給を検討します。

5.10 公園施設

(1) 現況及び課題

- ① 小規模な施設（トイレ・四阿）が多く、各地に分布しています。
- ② 四阿やトイレは、公園の利用実態のほか、今後の人口減少も踏まえ、更新の検討が必要です。
- ③ 震災後、一部の公園では遊具の更新を一齐に実施しているため、将来の更新時期が集中しないようにする必要があります。
- ④ 小規模公園が多数各地に分布しており、今後の人口減少を考えると一部では利用されない公園となる可能性があります。

表 5.10.1 公園施設の経過年別延床面積（構成比）

経	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	13.6	1.6	1.7	13.1	29.8	21.6	18.5	30.1

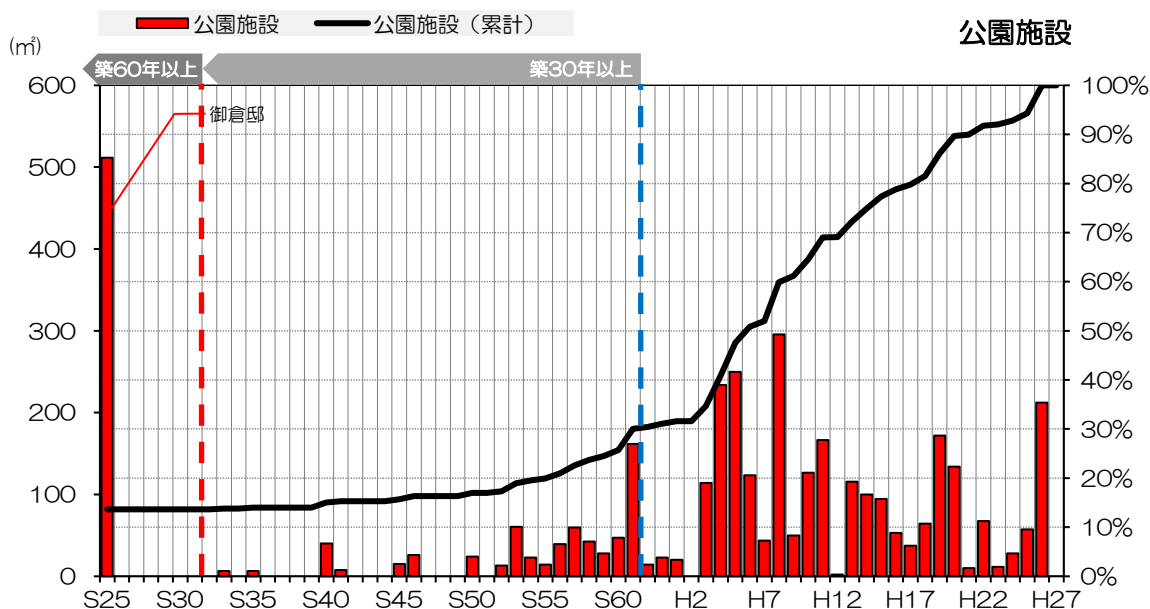


図 5.10.1 公園施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① スtockマネジメント手法を取り入れた維持管理計画・長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの平準化と縮減を目指します。また、予備調査に基づき補修の優先順位を付け、施設の長寿命化に取り組みます。
- ② 公園の美化、草刈り等の維持管理及び公園施設の点検等について、地域と連携した管理をさらに推進します。
- ③ 老朽化が著しい施設は、利用状況を踏まえ撤去を検討します。
- ④ 更新にあたっては、将来のメンテナンスの容易さ、維持管理費の抑制、安全性を十分に検討して整備します。
- ⑤ 利用実態を踏まえ、利用者の少ない公園の統合や廃止を検討します。

5.11 供給処理施設

(1) 現況及び課題

- ① 施設数は少ないものの、特殊な設備を有する施設があることから、施設更新時の財政支出が大きくなることが懸念されます。
- ② 現在計画中的新たな最終処分場のほか、今後更新を迎える施設もあり、更新時期が集中することが予測されます。

表 5.11.1 供給処理施設の経過年数別延床面積（構成比）

経過年	60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年	30年以上
%	0.0	0.0	6.3	2.0	21.8	35.7	34.2	8.3

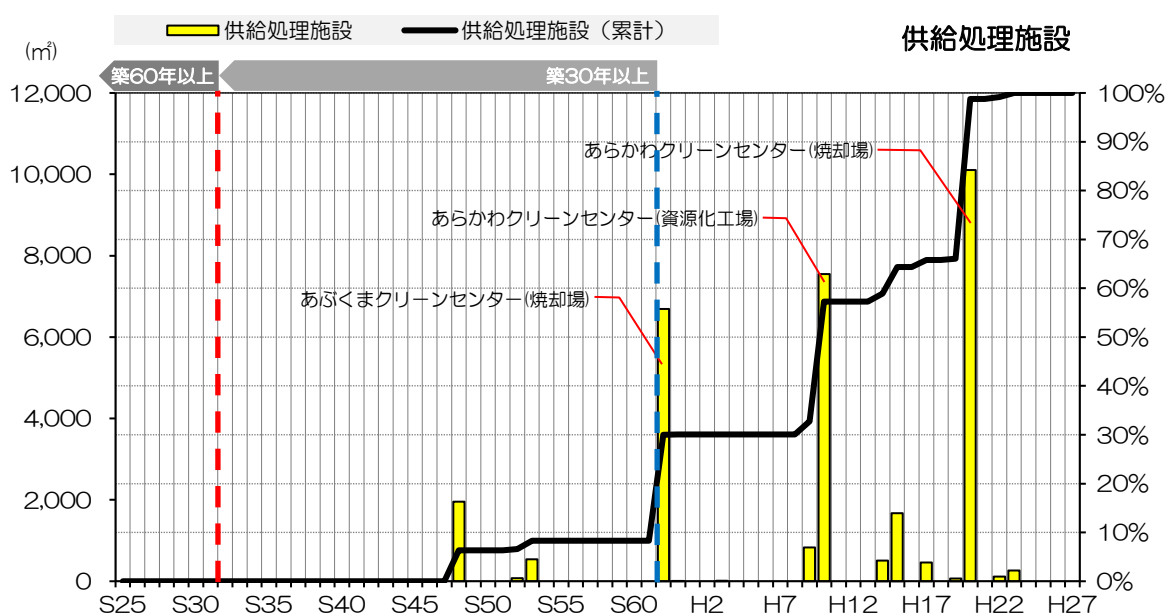


図 5.11.1 供給処理施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な改修による予防保全に努めるとともに、総合的かつ長期的な計画により大規模改修や更新を行います。
- ② 更新にあたっては、人口規模等を踏まえた適正な施設規模とします。また、ライフサイクルコストの平準化と縮減を図るため、民間ノウハウの活用を検討します。

5.12 その他施設

(1) 現況及び課題

- ① 築30年以上の延床面積の割合は全体の33.4%で、そのほとんどは斎場です。
- ② 斎場の更新では、将来の需要増加に伴い、既存施設の規模より大きくなる見通しであり、維持管理費の増大が予測されます。

表 5.12.1 その他施設の経過年別延床面積（構成比）

経過年	60年以上	50～59	40～49	30～39	20～29	10～19	0～9年	30年以上
%	0.0	0.0	4.1	29.3	27.3	19.5	19.8	33.4

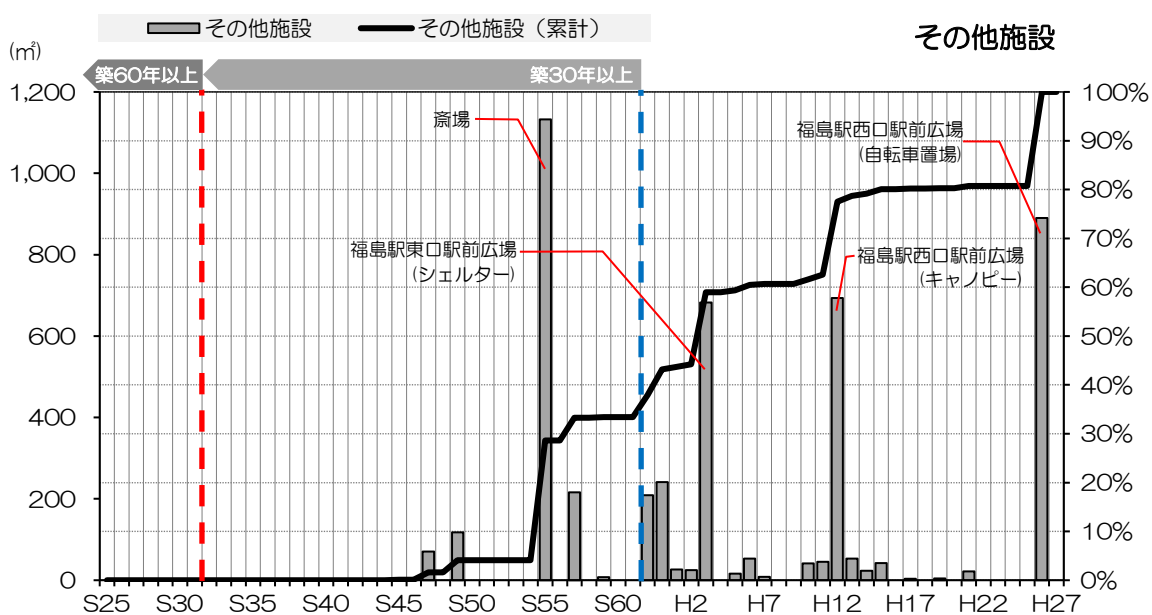


図 5.12.1 その他施設の建築年度別延床面積

(2) 基本方針

- ① 計画的な点検や改修等による予防保全に努め、施設の長寿命化を進めます。
- ② ライフサイクルコストの平準化と縮減を図るため、運営手法も含めた検討を行います。

5.13 道路

(1) 現況及び課題

- ① 本市が管理する道路は、高度経済成長期に集中して整備されてきたことから、経年による老朽化が進み、施設の損傷が顕在化してきています。
- ② 今後、路線の増加や経年劣化に伴う維持管理費が増大し、かつ一時期に集中することが予測されるため平準化が必要です。

(2) 基本方針

- ① 保全方法の重点を事後保全から予防保全へ転換し、点検、評価、劣化予測を総合した維持管理を実施します。計画的かつ適切な補修・補強・更新により既存施設の長寿命化を目指します。
- ② 幹線道路を中心に、日常的点検と定期的点検の組み合わせにより現状把握・情報収集・分析に努めます。その結果を踏まえた補修又は更新を行う箇所付けを計画的に行い、予防保全の観点から効果的かつ効率的な補強・補修を実施します。
- ③ 道路施設について、適切な維持管理により安全性の確保に努めるとともに、その機能と必要性を検討します。効率性の観点から見直しを行い、より低コストでの施設配置の実現を目指します。
- ④ 都市計画道路工事や大規模な道路改良工事は、その事業効果を検証して実施を判断します。また、将来の維持管理費の縮減を考慮した設計と施工に努めます。
- ⑤ 低コスト化、長寿命化に効果が期待できる新技術の導入を積極的に検討します。

5.14 橋梁

(1) 現況及び課題

- ① 法定耐用年数 60 年以上経過している橋梁は、全体の 1.4%となっています。
- ② 昭和 30 年代後半から平成初めにかけて多くの橋梁が建設されており、今後集中的に修繕・架け替え費用が必要となることが予測されます。

表 5.14.1 橋梁の経過年別面積（構成比）

経過年	60 年以上	50～59 年	40～49 年	30～39 年	20～29 年	10～19 年	0～9 年	30 年以上
%	1.4	6.2	16.5	30.0	33.9	10.5	1.5	54.1

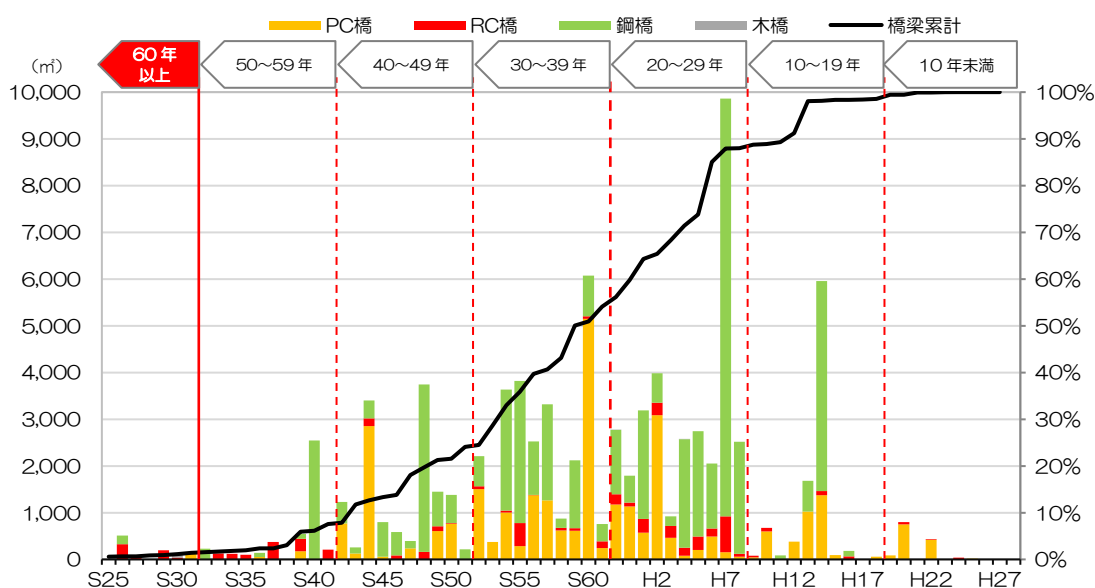


図 5.14.1 橋梁の架設年度別面積（橋種別）

(2) 基本方針

- ① 長寿命化修繕計画に基づき、安全確保のための適正な維持管理と橋梁の長寿命化を推進します。
 - ア 定期的な橋梁点検と健全度の把握
 - イ 橋梁の重要度に応じたグループ分けに基づく維持管理
 - ウ 予防保全型修繕への転換
 - エ 対策の優先順位付けの実施
 - オ 橋梁の長寿命化に効果的な日常的維持管理の実施
- ② 点検結果に基づいた劣化予測を実施し、維持管理計画を策定します。
- ③ 健全度ランクを付け、維持管理の対応方法を検討します。
- ④ 事業優先度評価を実施し、維持管理・長寿命化計画を戦略的に推進します。
- ⑤ 架け替え基準を検討・策定し、適切な架け替えを行います。
- ⑥ 健全度や事業の優先順位を踏まえ、耐震補強を実施する橋梁を決定します。また適切な対策工法について検討します。

5.15 上水道施設

(1) 現況及び課題

- ① 上水道の管路は、整備後 20～29 年の管路が 34.6%と最も多く、整備後 40 年（法定耐用年数）を経過する管路の割合が 12.3%を占めています。
- ② 整備 40 年以内の健全管路が 87.7%を占めていますが、40 年後には約 10%に低下し、管路破損による漏水事故の増加などが懸念されます。
- ③ 人口減少、地下水利用の増加など今後水需要減少が予測されることから、運営形態の最適化をめざし、さらなるコスト削減に努めながら健全経営に取り組む必要があります。
- ④ 東日本大震災の経験を十分に生かした強靱な水道施設の構築と、持続可能な水道事業の構築の両立を目指す必要があります。

表 5.15.1 上水道管路の経過年別延長（構成比）

経過年	40年以上	30～39年	20～29年	10～19年	0～9年
%	12.3	21.0	34.6	25.0	7.2

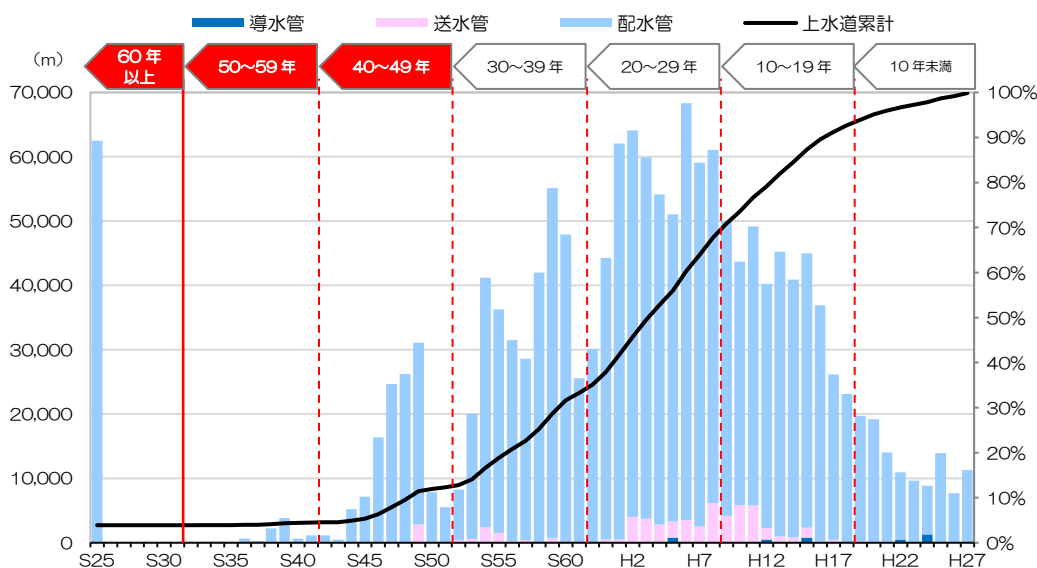


図 5.15.1 上水道管路の整備年度別延長（管種別）

(2) 基本方針

- ① 水道施設や管路の耐震化を進め、災害発生時においても水の安定的な供給の実現を目指します。また、供給が停止した場合も早期に回復できる体制の構築を目指します。
- ② 計画的な更新事業の実施により管路健全度の平準化を目指します。
- ③ アセットマネジメント手法を用いた管路更新計画に基づき、老朽管更新の平準化を目指します。
- ④ 水道施設においても、健全性を維持するため、アセットマネジメント手法に基づき、計画的な施設更新に取り組みます。
- ⑤ 長寿命化の効果が期待できる新技術や新資材の導入を積極的に検討します。

5.16 下水道施設

(1) 現況及び課題

- ① 下水道の管渠は、整備後 30 年以上経過が全体の 21.2%となっており、整備後 50 年（法定耐用年数）を経過する管渠の割合は極めて低くなっています。
- ② 管渠の破損等による道路陥没事故は、全国的に 30 年以上経過した管渠から増加傾向にあります。今後は順次、調査・診断を行い、老朽化対策を進めていく必要があります。
- ③ 下水道処理人口は約 18.5 万人、未接続・合併浄化槽未使用人口は約 4.2 万人（H27 年度末）であることから、汚水処理施設の普及拡大は引き続き必要です。
- ④ 公共下水道の汚水管渠整備は、予定処理区域 4,335ha のうち 3,838ha（約 88.5%）の整備が完了しています（平成 27 年度末）。

※汚水処理人口普及率 85.2%、下水道処理人口普及率 65.1%、合併浄化槽処理人口普及率 19.3%

表 5.16.1 下水道管渠の経過年別延長（構成比）

経過	50 年以上	40~49 年	30~39	20~29	10~19	0~9 年
%	1.4	10.8	9.0	27.9	35.8	15.1

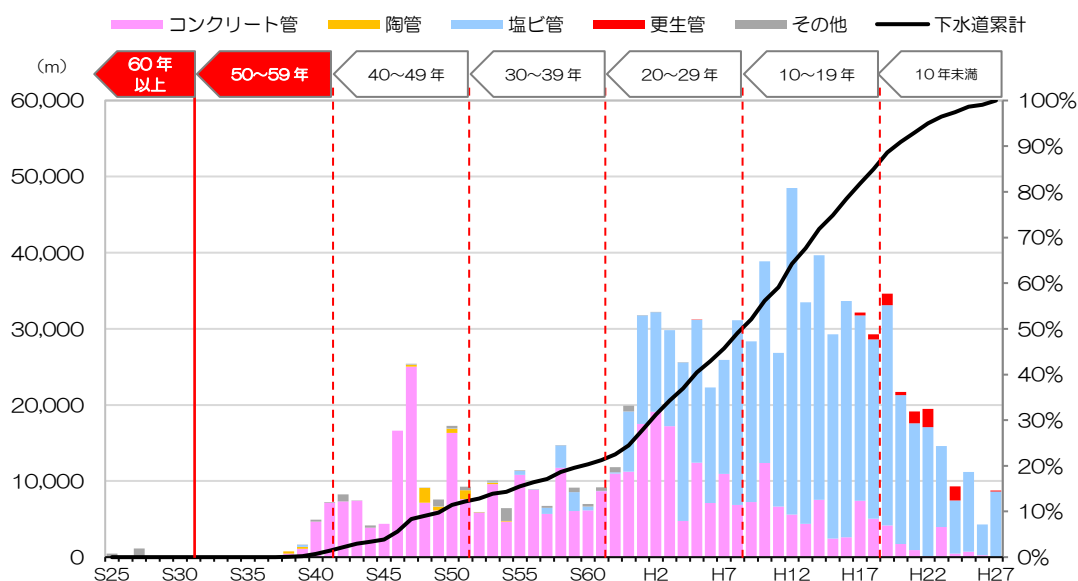


図 5.16.1 下水道管渠の整備年度別延長（管種別）

(2) 基本方針

- ① スtockマネジメント計画を策定し、施設の適正な維持管理と長寿命化・耐震化に取り組みます。
- ② 公共下水道整備、農業集落排水施設の活用、合併浄化槽整備を組み合わせ、汚水処理人口普及率向上に向けて、効率的な汚水処理施設整備を実施します。
- ③ 「防災・減災・業務継続」の 3 つの視点に基づく総合的な地震対策を推進します。
- ④ アセットマネジメント手法による、計画的な維持・修繕・改築を検討します。
- ⑤ 包括委託の推進、PFI など民間ノウハウを活用した効率的な運営を検討します。

■用語解説

五十音	用語	よみがな	説明
あ	四阿	あずまや	公園などに設けた四方の柱と屋根だけの休息所で、東屋と記載される場合もあります。
	アセットマネジメント手法	あせつとまねじめんとしゅほう	インフラ資産に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入し、良好な公共サービスを継続的に提供するための事業運営手法のこと。
い	依存財源	いぞんざいげん	国（県も含む。）により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のこと。依存財源には、国庫支出金、県支出金、地方交付税及び市債などが含まれます。
	一般会計	いっばんかいけい	市の会計区分の一種で、福祉や教育、土木などの一般的な事業に使われ、市の事業の大部分を賄っている予算のこと。
	インフラ資産	いんふらしさん	道路、橋、上水道及び下水道の生活や経済活動の基盤として整備される施設のこと。なお、上水道及び下水道については、施設（建物）も含めています。
	インフラ長寿命化基本計画	いんふらちようじゅみょうかきほんけいかく	インフラ長寿命化基本計画は、平成 25 年 11 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」により策定され、インフラ資産の高齢化を踏まえ、各省庁や地方公共団体などが管理・所管するインフラの戦略的な維持管理・更新などを推進するため、中長期的な取り組みの方向性を明らかにしたものです。
か	管路（上水道）	かんろ	導水管、送水管、配水管等の総称です。
	管渠	かんきょ	下水を収集し、排除するための施設で、汚水管渠、雨水管渠、合流管渠、遮集管渠の総称です。またその設置方法により、暗渠（地下に埋められた水路等）と開渠（地上部から見える水路等）に区分されます。
き	旧耐震基準	きゅうたいしんきじゅん	建築物が地震に耐えることのできる構造上の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築物に適用されていた基準のこと。震度 5 程度の揺れにも耐えうる建築物として設定されていました。

五十音	用語	よみがな	説明
こ	公共施設	こうきょうしせつ	庁舎、図書館、学校、保育所などの建物のことで、この計画では、上水道と下水道の施設（建物）は除きます。
	公共施設等総合管理計画	こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく	公共施設及びインフラ資産の抱える課題に対する基本的な考え方を示し、今後の計画的な取り組みに繋げることを目的として策定される計画で、平成 26 年に総務省より地方公共団体に対して策定が求められた行動計画のこと。
	更新	こうしん	施設の全部の再建設又は取り替えを行うこと。
	更新費用試算ソフト	こうしんひょうしきんそふと	平成 23 年に総務省の監修のもと、財団法人自治総合センターが開催した「平成 22 年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において、公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計するために開発したものをいう。
	国立社会保障・人口問題研究所	こくりつしゃかいほしょう・じんこうもんだいけんきゅうしょ	厚生労働省に所属する研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、国内外の社会保障政策や制度についての研究を行っています。
	子ども・子育て支援新制度	こども・こそだてしえんしんせいど	子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図り、総合的に支援する新しい仕組みのこと。
し	事業優先度評価	じぎょうゆうせんどひょうか	施設の老朽度、安全性、利用状況、経費、周辺環境などの施設現状を踏まえるなど、公共事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、事業の優先度を評価すること。
	事後保全	じごほぜん	施設の機能や性能に明らかな不具合が生じてから修繕を行う管理手法のこと。
	自主財源	じしゅざいげん	地方公共団体が自主的に収入できる財源のこと。市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金などがこれに該当します。

五十音	用語	よみがな	説明
し	処理場	しよりじょう	下水を浄化し、河川または海に放流するために設けられる施設です。（下水処理場ともいわれます。）
	人口ビジョン	じんこうびじょん	人口の現状分析と将来展望を行い、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向性を示したものの。
	新耐震基準	しんたいしんきじゅん	建築物が地震に耐えることのできる構造上の基準で、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築物に適用されている基準のこと。震度 6 強から 7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。
す	ストックマネジメント	すとっくまねじめんと	既存施設（ストック）の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、施設を有効に活用し、計画的かつ効率的に管理する手法のこと。
た	大規模改修	だいきぼかいしゅう	経年劣化、陳腐化（時代遅れや効率が悪くなる）、不適合などの状況を考慮し、建物の性能を向上させる措置のこと。この計画では、建物の建築後 30 年を更新期間として採用しています。
ち	長寿命化	ちょうじゅみょうか	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に適切な処理を行うことで、施設の性能、機能を確保しながら延命化させること。
つ	積み残し	つみのこし	更新や大規模改修を実施する標準的な時期を既に見越して、建替えや大規模改修がされていないはずの施設が、それがなされずに残されている状態のもの。
と	統合	とうごう	複数の同一機能の施設を一つの施設にまとめること。
	投資的経費	とうしてきけいひ	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のこと。道路や学校などの建設等に要する普通建設事業費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。
	統廃合	とうはいごう	複数の同一機能の施設を一つにまとめ、施設を廃止すること。

五十音	用語	ひらがな	説明
ひ	PFI	ぴーえふあい	公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力・技術力などを活用し、公共サービスを提供する手法のこと。（PFI: Private Finance Initiative の略）
	標準的耐用年数	ひょうじゅんてきたいようねんすう	建物が通常の使用に耐える期間のこと。公共施設（建物）の標準的な耐用年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」による60年を採用しています。
ふ	フォローアップ	ふおろーあつぷ	計画の達成状況や進捗、結果などを検証・分析し続け、さらなる修正や指示を行うこと。
	複合化	ふくごうか	機能が異なる複数の施設を1つの施設に集約すること。
	扶助費	ふじょひ	社会保障制度（医療、年金、福祉、介護、生活保護など）の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対して国・地方自治体が行う支援に要する経費のこと。
	普通建設事業費（普建費）	ふつうけんせつじぎょうひ	道路や学校、公園などの新增設等に要する経費のこと。
	物件費	ぶっけんひ	委託料のほか、消耗品などの取得等に要する需用費などの経費のこと。
へ	平準化	へいじゅんか	特定の年度だけに工事費や管理運営費を集中させるのではなく、平均的な支出になるよう均すこと。
ほ	包括委託	ほうかついたく	包括的民間委託の略。複数の業務を一つにまとめ民間事業者に委託する手法のこと。
	法定耐用年数	ほうていたいようねんすう	減価償却資産の耐用年数等に関する省令において、「資産の種類」「構造」「用途」別に規定されている耐用年数をいう。
め	メンテナンスサイクル	めんてなんすさいくる	点検⇒診断⇒措置⇒記録等という維持管理の業務サイクルを通じて、維持管理を効率的、効果的に継続して行うための一連の取り組みのこと。
よ	予防保全	よぼうほぜん	損傷が発生する前にあらかじめ予測して、予防的に対策を講じ、その後の損傷が起きないようにする管理手法のこと。
ら	ライフサイクルコスト	らいふさいくるこすと	計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、解体処分などの事業全体にわたり必要な費用のこと。（LCC: Life Cycle Cost の略）

福島市 財務部 財産マネジメント推進課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024-535-1111 (内線 2342)